

令和5年6月第4回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和5年6月13日(火)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主監 上村 有美

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 澤田 直弘
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第1. 一般質問

1番 澤田 康雄 議員

- ① コロナ感染症5類となったが何が変わるのか。本町の方針を問う
- ② 農業公社について問う
- ③ 農業問題について
- ④ ふるさと納税について

2番 中山 百合 議員

- ①加齢性難聴について
- ②高齢者等のごみ出し支援について
- ③バイオマス発電所等の騒音対策について

3番 上地 信男 議員

- ①町長の政治姿勢と将来を見据えた行政運営について
- ②今後の農業と環境問題について
- ③更なる子育て支援と教育行政について

4番 川村 太志 議員

- ①防災対策について
- ②消防団員の確保について
- ③安全対策について

5番 松繁 美和 議員

- ①図書館設置について
- ②地域防災計画策定について
- ③国民健康保険制度の関連事項について

6番 永野 栄一 議員

- ①フォレスト構想について
- ②本山町都市計画について
- ③有害鳥獣対策について
- ④広報紙のカラー化について

開会 9:00

○議長（岩本誠生君）おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

日程第1. 一般質問

○議長（岩本誠生君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告のありました順番に発言を許します。

1 番、澤田康雄君の一般質問を許します。

1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君） 皆さん、おはようございます。

1 番、澤田康雄、議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

新庁舎の議場での初めての本会議、一般質問になりますが、大変緊張感でいっぱいでございます。また、このような歴史の 1 ページに関われることに、大変光栄に思っております。

それでは、一般質問に移ります。今回は、4 項目を通告しております。

1 項目めのコロナ感染症 5 類となったが何が変わるのか、本町の方針を問うということで、何点かお聞きをします。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけは、5 月 8 日より季節性インフルエンザなどと同等の 5 類となりました。日々の暮らしの中で、コロナとの向き合い方はどう変わるのか、5 類移行後、全数把握から定点把握に変わりました。全国約 5, 0 0 0 の医療機関から報告を受け、月曜から日曜までの感染者を翌週の金曜日に公表しておりますが、先日の高知新聞では、5 月 2 9 日より 6 月 4 日、1 週間の県下の感染者数は 1 0 8 人、入院者数は 3 0 人、重症者数は 2 人で、県内 4 4 定点で前週比 1. 4 倍と新聞で出ておりました。

全数把握に比べると定点把握は、全国的な感染動向を捉える頻度や精度が低下する。このため、感染数が増えた場合の対応が遅れるとの指摘をされております。また、インフルエンザの場合、1 定点当たりの感染者は 1 0 人以上を注意報、3 0 人以上を警報と発表しておりますが、国は、現時点ではそういう注意報・警報を出す予定はないとしております。

そこでお聞きします。こういう国の方針を町としてはどういうふうに捉えておるのか、まずお聞きします。答弁を求めます。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 皆さん、おはようございます。

1 番、澤田康雄議員の一般質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同等の 5 類に変更されております。この 3 年間余り、日常生活や経済活動などが大きく制約をされてまいりました。変更に伴いまして、感染対策として感染者に対して一律に求めてきた外出自粛要請など、行政が要請や関与してきたことが、もうこれからは個人の選択を尊重するということなどに緩和をされております。これは本町も同様でございます。

また、医療体制や医療費の自己負担などの変更になってまいります。議員ご質問のとおり、毎日発表されていた感染者数の全数把握も、定点調査に基づいて週 1 回の発表ということになっております。

しかし、コロナが完全に終息、終わったというわけではございません。また、本町には公

立病院もございます。重症化リスクのある方々の重症化予防など、感染予防対策が必要ですし、医療体制の逼迫ということも、そういった事態も避けなければならないというふうに考えます。

具体的な点につきましては、担当課から答弁を申し上げます。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

資料の配付、ありますか。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 9：06

再開 9：07

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

補足答弁を求めます。

健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）1番、澤田康雄議員の質問に対しまして、町長の補足答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルスが2類相当から5類相当になったことによる今後の課題についての質問であります。現在、ワクチン接種については、年数回、自己負担なしの特定臨時接種が令和5年度まで延長されております。ただ、令和6年度以降からは個人負担になることが想定をされておりますので、医療費も保険診療による自己負担が生じることから、これによってワクチン接種を控える方や受診を控える方が増えるのではないかとということも懸念をされております。

今後の予防対策につきましては、先ほど、町長も申しましたように、個人の判断に委ねられることから、感染後の外出自粛等の要請や就業制限がなくなること、また、保健所等による健康観察がなくなること等から、感染拡大や重症化につながるのではないかと想定をされております。

本町につきましても、国や県の感染状況を注視するとともに、住民の皆様には、引き続き新型コロナウイルスに感染しないように予防していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）説明ありがとうございました。

詳しい資料ももらったんですが、先ほど、というか、今までは、熱が出た場合、ひよっとコロナじゃないかという、そういう場合の病院の在り方というか、今までは、発熱外来の場合は、電話を病院にあらかじめしまして、動線を分けてするとか、そういう対策を取ったと思うんですが、そこはどういうふうになるのか、今までどおりの対応をしていくのか、それと、検査キットで陽性になった場合、自宅療養の場合、例えば、5月8日以降は、

行動は個人の判断だが、発症翌日から5日間は外出を控えることを推奨するとか、また、濃厚接触者という定義はなくなるということも言われておまして、5月8日以降、濃厚接触者に対しては扱いがなくなるが、5日間は体調に注意するという、こういう資料にあります。そういうところの病院の対応とかお聞きをします。答弁をお願いします。

○議長（岩本誠生君）答弁を求めます。

病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）澤田議員のご質問にお答えいたします。

発熱外来なんですけれども、発熱外来は、コロナウイルス感染症以前から発熱外来は、うちの病院にはあったんですけれども、なおコロナが始まりまして、重点的に2か所でできるということになっておりました。

そちらのほうは、やはり引き続き、感染症がなくなったわけではありませんで、発熱外来は継続してまいります。

また、事前に連絡をしてほしいということなんですけれども、そちらのほうも、やはりほかの患者さんと動線を分けての診療となりますので、事前に連絡をしていただければと思います。

以上です。

抜けておりました。

抗原検査等で陽性になった方、抗原検査で陽性になった方は、もう陽性と認めます。病院のほうでもPCR検査をして陽性になった方は、もちろんその取扱いは、先ほど議員がおっしゃったように、病院はちょっと特にあるんですけれども、ほかの事業所等、役場等は、議員のおっしゃるとおりの取扱いになっていると認識しております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

例えば自宅療養の場合ですが、今までは病院のほうから5日とか1週間たったらもう大丈夫ですとか、気をつけて、外出も結構ですとか、そういう指示というか、そういうことも伝えておったという話を聞いたんですが、これからは、陽性になられた場合に、自宅療養の場合、ある程度、5日、何らかの期間が過ぎた場合に、その方へのそういう通知というか、そういうことは今までどおりにしていくのか、そのところ、ちょっと分かればお聞きします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）お答えいたします。

今までは、確かに2類相当で指示等をさせていただいておりました。今回、5類に移行しまして、自己判断ということなんですけれども、この症状というものは、軽症の方から熱が出たりとか大変しんどい方とかいろいろな症状の方がおりますので、やはり1日熱が出る方、3日熱が出る方、それによって後のお休みをされたほうが良いという日数が変わってく

と思います。

そちらのほうも、感染症の5類相当の分類で国で示しておる対応でやっていけばいいのだと考えております。病院のほうからは、特に何日間休んだらいいとかいうような通知はございません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

それで、先ほど、説明もあったんですが、医療費の件ですが、資料によりますと、コロナ治療薬については、国の公費支援が続き、9月の末までは無料となっております、また、10月以降は自己負担が発生する可能性があるとしております。

この資料で見ますと、5類移行後、医療費が一部で自己負担が発生します。これまでは、例外を除き、病院で行う検査や治療の費用は全て公費で負担され、個人の負担はありませんでした。コロナの検査外来には、今後、他の病気やケアと同じように、公的医療保険、1割から3割の自己負担が適用されます。外来の自己負担額は、季節性インフルエンザとほぼ同じになります。

厚労省の試算では、70歳未満、窓口負担が3割だと、現在の外来医療費は初診料など2,590円、それから検査料、解熱剤などの患者負担となって、最大が4,700円という経費が医療になっておると資料にはあるんですが、コロナの療養では無料ということで、その区別がちょっと分かんがですが、この資料を見たら。そういうところ、ちょっと分かれば、詳しく説明をできたらお願いします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）お答えいたします。

医療費につきましてですが、医療費につきましては、原則、保険診療による、議員のおっしゃるとおり、自己負担となっております。それはやはり2類から5類に変わるという、分類が変わったという時点で自己負担が発生してくるという、国の制度となっております。

現時点では、高額なコロナ治療費の費用は、公費支援を9月末まで支援するとなっております。また、入院費用につきましても、ほかの疾病同様、高額療養費制度の負担で軽減を図るところになるかと思っております。

コロナのお薬、例えばラゲブリオカプセルであるとか、パキロビットパックであるとか、ゾコーバとか、いろいろあるんですけども、非常に1人の価格が高いものとなっております。そちらのほうに関しましては、今のところ4点は把握しているところなんですけれども、公費で負担はある場合もありますし、うちのほうから卸で買うという部分ありますので、そのときに症状に合わせて使うお薬によって、負担がまた変わってくるのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

先ほども事務長が言われましたように、薬も大変高額になるということで、ちょっとこれにも載っておりますが、公費支援がなければ、1割、3割負担だと、ラゲブリオ、これはアメリカのメルク社の会社の薬品ですが、約9万4,310円、パキロビットパックというのは、これはファイザーの9万9,030円とあります。また、ゾコーバ、これは塩野義製薬の薬で、約5万1,850円、大変な高額になります。その場合、外来最大、高額療養費の自己負担限度額から2万円を削除となっておりますが、それにしても結構高い医療費になると思います。

そういうところの公費というか、町の負担とかそういうところは、全然考えていないということでしょうか。お願いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）先ほどおっしゃいましたように、パキロビットとゾコーバに関しましては、国から今のところ無償提供となっております。ラゲブリオとベクルリーにつきましては、病院のほうで購入しているところなんですけれども、やはり高額のものに対しては、そこで、これに対しては支援があるというふうな制度があります。

これからますますほかの病気とインフルエンザ同様になってくるとは思うんですけれども、まだかなり、9月末までの今のところ措置なんですけれども、国のほうがそういうふうな支援措置的な制度は設けておるというところで、当院も公立病院ですし、診療報酬に伴っての請求とありますので、国の示すとおりの対策を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

次は、ワクチンのことでちょっとお聞きしますが、今、自分もたしか6回目を打ったと思うんですが、5月から8月までが6回目と思います。それからまた9月から12月までが、ひょっとしたら7回目の予定となっておりますかと思うんですが、今、5月から8月までのワクチン接種は、高齢者や医療・介護などの従事者、重症化リスクの高い5歳以上は接種、逆に、12歳から64歳までは、5月から8月までは接種はないとありますが、これは、本町もそういう方向でやっておるのでしょうか。

それと、9月から12月までは、また高齢者など、それから12歳から64歳までの方の接種もあるとありますが、今言ったように、12歳から64歳までの方のワクチン接種は、本町も、今、8月までの接種には適用していないということでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをいたします。

今、先ほど議員がおっしゃりましたように、5月から6月、ひろく入れて7月ぐらいまでが、今、おっしゃりましたように、65歳以上の方が対象になります。

先ほど、では、65歳未満についてはいかがなのかという点につきましては、行政報告でも言いましたように、秋以降となっております。

これは、今、特定臨時接種ということで、自己負担がなしということで、接種を今できる状態になっております。この方針に基づきまして、今、順次接種をしておりますのが、先ほど言うた、65歳以上が秋以降に打てるかどうかについては、申し訳ありません、ちょっと調べておりませんのであれなんです、今の予定としましては、今回受けれていない方が秋以降になるということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

5月から8月まで、6回目ですかね、それを打って、9月から12月まで予定があると。それで、ワクチン接種は来年の3月までは無料となって、24年度以降は、まだ未定となっておりますが、そういう情報がありましたら、また早めに広報なんかでお知らせをしていただきたいと思います。

それで、次に、感染対策ですが、今、特に病院とか学校、高齢者施設などの感染対策は、今までコロナ禍では手指消毒とか検温とか、いろいろ対策をやっておりましたが、これから5月8日以降の学校、病院、高齢者施設などのマスクの着用とか、手洗いの推奨とか、それから3密とか、そういうアクリル板の撤去とか、そういうところは、今までと大分変わってきたのか、どういうふうに変わってきたのか、お聞きをいたします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをいたします。

先ほど資料配りました、3ページをご覧くださいと思います。

一応、感染法上の位置づけ変更に伴う基本的な感染対策というのが示されておりますが、上にありますように、基本的には、事業者に対しても一律に求めることはない、個人や事業所の判断になるということでございますが、今のところ学校については、マスクの着用については、基本的に個人の判断ということになっております。あとの手指消毒であったり検温であったりというのは、従前そのまま、引き続き対応しておるということでございます。

あと、病院につきましては、今現在も従前の対応を続けておるということでもあります。

それと、高齢者施設につきましても、マスクは個人的な判断に事業所としては認めているところもございますが、今の段階では、マスクはほぼ全員職員がつけておるということと、あとの換気であるとか、手洗い、うがいとか、そういった感染対策については、引き続き対応しておるということをお聞きしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

ちょっと聞き忘れたんですが、今、病院で入院されている方、今までは、面会の件ですが、



週に1回とか、時間が15分とか、それもリモートで面会という対策を取ってきたと思うんですが、昨日ちょっと僕が聞いたんですが、面会も週に2回とか、また対面でできるとか、そういう話も聞いたんですが、この病院の入院されている方の面会ですが、町長も行政報告でも触れられておりましたが、徐々に様子を見て緩和のほうへ、今までどおりのようなほうへ行くと思うんですが、今の状況とこれからの計画というか、それを分かればお聞きします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）お答えします。

面会なんですけれども、本当に皆さんに寂しい思いをさせてしまったと思っております。今回、5類に移行したことによりまして、だんだんと緩和をしていくところです。

例えば、面会時間の延長、2時から夕方19時まで、14時から19時まで可能となっております。面会回数も、今までは週に1回だったんですけれども、週に2回ということになっております。原則として15分というところは、依然変わっておりません。あくまでも予約制で行っているというところなんですけれども、前と変わったところは、大部屋の患者さんも大部屋で面会をできるというふうになっております。何か分からないことがありましたら、病院に事前に問い合わせ、予約をして、面会においでいただければと考えております。

これからのつきましては、またどんどん状況が変わってまいりますので、昔のようにいつでも行けるようなときが来るのではないかなというふうには予測しておりますが、まだ感染症がなくなったわけではないので、いつとかいうことは、本当に未定だと思っております。

以上です。

○1番（澤田康雄君）どうも答弁、詳しい、ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）すみません。議長、次に2項目めに移ります。

○議長（岩本誠生君）はい、どうぞ。

○1番（澤田康雄君）先ほどは失礼しました。

次に、農業公社の件でお聞きをいたします。

農業公社のページを開きますと、事業内容は、地域農業を支える業務を行い、最先端技術の導入、地域食材の加工・販売強化支援など、地域農家の中心となって農家を先導して、夢のある農業の実現性を目指す組織とあります。

また、企業メッセージとしては、当社は、農地の流動化支援、農作業受委託、苗の生産販売、米の生産販売、地域食材加工開発及び販売、特産品販売など、農業に関連する様々な取組を行う組織です。社員は10名前後で多忙な日々ですが、農家からの信頼は厚く、充実した毎日を送ることができます。また、どのように農地を守り、農業を発展させていくのか、行政と連携をしながら地域の仕組みづくりをしていく重要な業務とあります。

私たちと夢のある農業の実践を目指していきましょう。やりがい・達成感は計り知れない

ものがありますと、農業公社のページを開きますと、こういうふうに記載しておりますが、まず、お聞きしますが、先ほど、農業公社さんの事業ですが、農用地利用推進事業とか農作業受委託事業、米生産事業、種苗事業、特産品普及事業と展開をされておりますが、これらの事業の販売状況とか収支状況を分かればお聞きをいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）澤田康雄議員の質問に対しまして答弁を申し上げたいと思います。

澤田議員ご指摘のとおり、本山町農業公社は、主に耕作放棄地でありますとか担い手への農地集積等公的な部分を担う事業と、あと、営利を目的として事業展開しておる二つの側面があります。その各種事業の運営状況ということのご質問でありましたので、ちょっと事業の説明をさせていただきたいと思います。

まず、米生産事業ということで、町特産品ブランド化推進協議会のほうで、天空の郷ブランドの位置づけで、現在、生産拡大に取り組むと同時に、消費者に求められる米作りを実践しております。

令和4年度の状況でございますが、33件の農家のほうで約28ヘクタールの作付を行いまして、令和4年産は出荷量が3,027袋でありました。前年、3年産と比べますと、栽培面積のほうは1ヘクタール増加をしておりましたけれども、収量のほうは655袋が減少となっております。その原因としましては、高温障害によります品質の低下でありますとか、昨年9月、ちょうど稲刈り時期に台風14号が襲来をいたしまして、その早刈りでありますとか稲の倒伏等の被害がございましたので、そういうものが収量の減につながったというふうに考えております。

続いて、種苗の事業であります。春苗といたしましては、主に嶺北産の基幹作物でありますトマト、シシトウ、米ナス等の苗生産を中心に実施をしておりますが、この嶺北の農家数のほうが減少しております関係で、昨今は土佐市の高岡方面へのトマト苗の需要も高まっております。

続いて、夏苗であります。以前は安芸市方面のナス苗の生産が中心でありましたけれども、昨年よりエフビットファームのほうでパプリカの本格的な生産が開始されましたので、令和4年は、パプリカのみで約2万5,000本の注文をいただいております。夏苗は、主力はもうパプリカに転換されておるといふ状況となっております。

令和4年度全体で見ますと、本数では約14万1,000本、売上げ実績が約2,050万円となっております。本数では前年度より31%増、売上げのほうは約12%の増額となっております。

続いて、特産品の普及事業ということでありますが、営業活動の強化でありますとか、インターネットでの販売サイト「さくら市場」というものを活用しまして、販売強化のほうを図らせていただいております。また、新規の加工品を開発したことによりまして、前年度より売上げが約8.3%の増加となっております。

続いて、さくら市の直販事業のほう受託を受けて、昨年4月より販売を開始しております。初年度は、主に販売管理の習得でありますとか、集客強化に向けたイベントの開催等を中心に実施しております。さくら市といたしましても、やはり高齢化の影響によって、農産物のほうが入ってくるのが減少傾向となっておりますので、栽培農家に向けましては、苗の無料配布でありますとか、現在、県内各地の直販所と相互連携をした産地間交流等、現在、実施を開始しております。そのような形で販売体制の強化を進めておるところであります。

令和4年度、全体的な傾向としましては、公社事業、全体的には、業務の拡大や職員の創意工夫や努力によりまして、前年度より売上げ、経常収益では約15%増加をしておりますけれども、その業務拡大に伴います人件費の増加でありますとか、昨年から光熱水費や燃料費の高騰等の大きな影響を受けまして、生産コストのほうも増加するという一方で、経常費用のほうも前年度より21%増加ということで、公社経営のほう赤字ということで、大変厳しい状況となっております。

今後に向けましては、このコストが上がった分を、やはり販売単価のほうでも一定反映をさせて収益を上げる等の収支改善を取り組む方向で、現在、検討がされておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）詳しくありがとうございました。

先ほど答弁では、さくら市のことも触れてくれましたが、この公社の見ますと、いろいろプロジェクトというか、そういうつくりまして、もみ殻・炭・まきプロジェクトとか白米販売プロジェクト、育苗事業とか、それぞれ目標を立てておりますが、例えば、もみ殻・炭、モミガラタンと読むんでしょうか、まきプロジェクトとして、年間600万円を目標、白米販売プロジェクトとして、おむすびとか加工品とか米のセット販売で、年間さくら市で1,200万円の目標、また、育苗事業では、年間800万から900万円の目標を各プロジェクトとして目標を定めておりますが、このところ、はっきり通告もしておらなかったのですが、分かれば、分かる範囲で、ちょっと答弁できればお願いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、農業公社のほうも創意工夫で様々なプロジェクトを展開しております。売上げアップに向けた展開がされております。

その中の一つとして、もみ殻の関係であります。過去よりもみ殻が、稲を生産した副産物としてもみ殻が出て、これの処理にやはり困っておりました。これは産業廃棄物なりそういうような最終処理をした経過もありましたが、やはりこれを何とか有効に資源として活用していければというような思いの中で、数年前にこのもみ殻を固めて、炭状のモミガライトという製品になっておりますけれども、そういう木炭みたいなものをもみ殻でつくることによって、キャンプ用のそういう需要があるということで、そういう取組をさせていただ

いておりまして、大変ふるさと納税等にも出させていただいたら、非常に人気があるということで、現在、そういう取組もさせていただいております。

これは、先ほど言いました、何とかそこから出てきたものを資源活用して、少しでも売上げにつなげるというような考えの下で、今後も様々なそういう工夫をしながら、公社の中で若手職員中心にいろんな展開を考えておりますので、またそういうもの、アイデアを生かして、公社の運営に取り組んでいければと考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君）分かりました。

次に、農業公社の人員体制でちょっとお聞きをしたんですが、最近、以前も質問したことあるんですが、正社員の方がここ一、二年のうちに何人か退職されておりますが、また人員不足の話もよく耳にしますが、以前聞いた話では、公社の人員体制、事務所が4名、生産班とか加工販売班とか臨時職員5名を含め14名とか、ちょっと18名かとも思うんですが、聞いたんですが、現在の職員体制についてお聞きをします。

まだ現在、職員数は足りているのか、不足しているのか。例えば、不足しておるなら、新しく採用予定はあるのか、それをお聞きをいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）澤田議員の質問に対しまして答弁を申し上げます。

農業公社の人員体制ということですが、現在、職員数が臨時職員の3名を含みまして14名で運営がされております。議員ご指摘のとおり、ちょっと去年の退職者等もありまして、前年度よりは減少しておるという状況となっております。

その原因の一つとして考えられますのが、近年、農家の高齢化でありますとか、農業、公社が果たすべき役割がやはり多様化してきておりまして、特に繁忙期におきましては、各職員のほうに業務負担が重くのしかかっておりまして、時間外勤務も増加するというようなことで、職員が疲弊しているような状況が生まれておりました。

そんな中で本年度は、一定その辺の職場の管理をやはりしっかりしながら業務分担していくというような目的から、新たに常務理事を事務局のほうに配置をさせていただきまして、農業公社職員の相談役になっていただくとともに、先ほど言った、働きがいのある職場づくりを目指しまして、現在、業務の改善のほうに努めておるところであります。

そのような職場環境も整えながら、また必要な人員数は確保していく方向で、現在、考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君）先ほど読んだ公社のメッセージでは、やりがい、達成感は計り知れないと掲げておりますので、最近、正職員が長い間勤めて、辞めていかれるということは、やはり職場環境、職場に何か問題があるのではないかと推測されますが、聞いた話では、いろ

いろいろ忙しい、特に農繁期は忙しいと思うんですが、現場をやったり事務もやったり、両方もせないかん、それが大変とかそういう話も聞きました。

それで、長い間勤めてきた方が、希望を持って入社された方が、こういう中で次々に辞めていくということが、やはり公社にとっても損失でありますので、とにかくこれからそういう人を出さないように、職場環境、労働環境を考えて取り組んでいただきたいと思います。

それで、今、14人と言われましたが、採用のこととか考えていないんでしょうか。それとも、ライスセンターがありますが、個人的な考えですが、一番忙しいときは、それこそもみをすって乾燥もしてすると思うんですが、それが済んだ後は、あまり使わないとか、そういうことも考えられると思うんですが、そここのところを考えて、もみをする、乾燥させるときには、そのときだけ臨時職員を雇うとか、そういうふうな対応もできれば、職員の方にも負担が少しでも軽くなるんじゃないかと思うんですが、そういうところも考えていただきたいと思います。採用の予定とか、今後、あるんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

職員採用の予定ということではありますが、昨年来から退職をされた分で職員数が手薄になっておる部分もございますので、そのあたりは職員も補充をしながら、公社運営を円滑に進むようにしていきたいとは考えておるところであります。

それと、一方では、公社の経営のほうもちょっと赤字というところ、厳しい面もありますので、その辺のバランスを見ながら、慎重に採用に向けては検討協議を図っていければと思います。

あと、議員ご指摘のとおり、農繁期に特に人員不足、職員が非常に忙しくなるという面につきましては、やはり春作業、秋作業に集中する部分がございますので、やはりこの部分を何とか改善する方法についても、やはり考えていかなければならないというふうに思っておるところであります。

その一つの方法としては、特に地域づくり事業組合というものは、現在、検討作業もしていこうとしておりますので、そういう部分で時期的な職員不足をカバーするような仕組みができれば、ぜひそういうものも一つの方法ではないかというふうにも考えておるところでありますので、またそういうところを検討課題としていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

その経営の関係もあると思うんですが、職員の方に無理が行って、退職を考えるような人が出てこないような対策を考えていただきたいと思います。

次に、農業の受委託事業ですが、年間8ヘクタール当たり当たって、耕作放棄地を予防のためにされておりますが、今年契約者に田んぼをたたくけれども、作付はようしないという、そういう話もありますが、そういう契約者に今年はちょっと作付をようせんと伝えたとい

うか、そういうところの面積とか分かりましたらお願いいたします。

それと、その契約以内には、やはりそういう田んぼを荒らさないようにすると思うんですが、例えば契約が切れたとき、次の契約をできるのか、例えば次の契約はもうしないで、言うたらその契約者に戻していくのか、そののところ、どういうふうに考えておるのかお聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

農作業受委託事業についてご質問がございましたが、この部分、昨年まで農業公社のほうで約8ヘクタールの町内の農地を、稲作、お米を作って生産管理をするのが基本でやっておりました。その状況によりましては、公社が管理する田んぼにつきましては、本山町全域にばらばらに離れた場所の耕作不利地域にあるというような条件があったため、非常に圃場間の移動でありますとか、水利や除草の管理に多くの時間を要するというような状況となっております。先ほど言いました、職員が非常に時間外勤務が増加する大きな要因というふうにもなっておりました。

また、その条件不利地域で作ったお米の収量のほうも、やはり平均値にも少ない、この辺は日照条件等やはり条件が悪いということもあろうかと思いますが、そのような状況で作れば、米を生産すれば赤字というような状況も生まれておまして、公社経営でもちょっと影響があるということで、本年度は、借り受けられている8ヘクタールのうち約半分、4ヘクタールについては、これまで同様水田で管理をして、稲作をして管理するというので、その部分については、一定線引きをさせていただきます。一定の収量が見込めるでありますとか、ある一定まとまった農地が確保されておるところは水田管理をしていく、そのことによって、米の事業のほうでも黒字化を目指そうということにしております。

残りの4ヘクタールにつきましては、条件不利地域で、除草管理やトラクターの耕うんとか、最低限の保全管理をさせていただきます。一定中山間地域の直接支払制度に加入しておられる農地でありますので、その制度に則して保全管理をするということで管理をさせていただきます。

そのような農地、次の契約の更新時をどうするかという問題が出てこようかと思っております。現在、この中山間地域直接支払制度が、令和6年度末までが一つの第5期の区切りとなっておりますので、次期対策に向けて、本年度と来年度に向けて地域計画という、ちょっと国のほうから示されております農地を将来的にどのように守っていくか、農地をどうしていくかというものを、ある一定線引きをして、守っていく農地については、どのように守っていくかという方向性を決めた計画づくりを進めなくてはならなくなっておりますので、この2か年間かけまして、そういう農地の線引き作業をさせていただくと。そして、公社管理で守りたいという意向があれば、その意向に沿った対応をしていこうということで、現在、そういう方向性を考えておるところであります。

一定生産者、農家の意見を反映させた計画にしていきたいと思っておりますので、また地

域のほうへ出向いて、そういう情報収集をさせていただきたいと考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）そうしたら、契約が来て、次の契約のときには、これから農家の方と話を決めていくということによろしいでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

そのとおりで考えておるところであります。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）またよろしく願いいたします。

次、3項目に移ります。

○議長（岩本誠生君）次へ進んでください。

○1番（澤田康雄君）はい。

3項目の農業問題について質問いたします。

最近、肥料や農業機械の価格高騰、反面、米の販売価格が低迷をしておりますが、農業経営が大変難しくなっております。そういう中で、本町も令和4年度地方創生臨時交付金事業として、農業に限れば、花卉園芸農家経営安定支援事業とか、幾つかの事業で補助をしておりますが、この中で、この表を見ますと、令和5年度も継続事業として四つの項目がありますが、その点、また最近そういうことで説明会をしたと聞いておるんですが、これからの農家に対する支援の進め方、在り方をお聞きします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）1番、澤田康雄議員のご質問に対しまして答弁をさせていただきます。

せんだって6月2日に農家向けの農業、林業、畜産及び商工の事業説明会のほうを町内のほうで開催をさせていただきまして、約20名の住民の方にご出席をいただきました。この説明会の趣旨としましては、物価高騰等が長引いております、厳しい農業経営を続けております農家の対策として、昨年から実施をして評価の高かった営農継続支援事業を中心に、本年度、予定しております事業説明をさせていただきまして、抜かりなく農家のほうにも活用していただいて、農業経営の安定化につなげていただきたいということで、説明会のほうを実施をさせていただいております。

営農継続支援事業につきましては、四つの主な項目としまして、農業用機械導入、これは認定農業者さんが対象となりますが、そういう機械の規模拡大でありますとか効率化を図る農業者を支援する事業、あと、農業機械の修繕に対する助成、また、牛ふん堆肥等を有効に活用していただいた土づくりに対する支援、そして、花卉・園芸農家に対する苗等の資材

に対する補助等を本年度も実施をさせていただき計画となっております。

この支援事業を有効に活用していただきまして、今、農業者はなかなか設備投資をするのが厳しくなっておりますので、その投資の費用の軽減を図っていただいて、農業の継続に向けた取組を支援していきたいというふうに考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君） 去年の継続事業と思うんですが、4 項目ありますが、これは昨年同様の補助額というか、そういう同様な同額程度の規模になるのか、それと、去年も牛ふん堆肥の補助があったんですが、いろいろ苦情というか話を聞いたんですが、牛ふんがちょっと柔らかくて、湿気があり柔らか過ぎて、なかなか機械では散布できない、あれでは手で振っても、手で振るわけにはいかんで、あまり柔らかくて機械では散布できなかったという苦情も聞いておりますが、そういうところもやはり考えまして、改善もしていただいて、やっていただきたいと思うんですが、そういうところをお聞きします。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の説明会を実施した中では、農家の方からもいろんなご意見もいただきまして、いただいた意見は、この経営の継続事業等の運営推進に当たって、若干意見を反映することも検討していきたいというふうに考えております。

その中で、牛ふん堆肥の散布の部分で、牛ふんの堆肥の質の問題等もやはり意見として出てきておまして、現在、ちょっとJAのほうの木能津地区で堆肥センターというものを運営しておりますけれども、昨年から台風の影響で、ちょっとその攪拌する機械のほうで故障したということで、その影響で、ちょっと十分なそういう乾燥といいますか、そういう機械による攪拌ができないということが、大きな要因となっておりますので、それについては、ちょっとJAのほうと現在、相談をさせていただいております、国の補助事業等を活用した、施設をちょっとバージョンを上げた形で、有効な堆肥ができるものができないかということ、現在、話を進めておるところであります。そのあたり、農家自体も大きい事項でありましたので、またJAのほうと慎重に協議を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

すみません、追加で。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） すみません、質問の中で、ちょっと一部抜けておりました。

今回の事業のほうで、昨年度と比較して補助の内容がどうかという点が、すみません、答弁をさせていただきたいと思っております。

昨年度は、コロナ交付金を活用させていただきまして、なるべく農家の要望に沿う形で、ある一定事業費を投入して、大きな事業費を活用できたというところがありましたけれど



も、本年度は町の一般財源を活用してということになっておりますので、一定その補助の内容を厳選する、中身を見させていただく、あるいは補助の、昨年までは農業機械修繕でありましたら、約10万円ぐらい最大の補助の上限を設定しておりましたけれども、今年は事業費が5万円上限、そのうち補助を2分の1ということで、上限2万5,000円ということで、若干補助金額のほうは変更させていただいております。

限りある財源を一定担い手へ集中的に補助させていただく、あるいは、機械修繕については、なるべく農家の要望に沿えるような形で、上限は低くなっておりますけれども、なるべく幅広い農家に支援が行き届く、そういうような内容で、若干変更もしている部分があります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）すみません、ちょっと質問漏れがあつて、恐れ入りますが、この説明があつたということですが、こういう事業を、例えば区長便なんかで広報するかと思うんですが、募集をするかと思うんですが、その募集の締切りとかそういうことも決めておると思うんですが、分かれば、いつまでが応募者の締切りかという、計画があればお聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）事業の募集の締切りであります、まず、農業用機械を新たに導入する支援事業というものを準備しておまして、これは上限50万円、対象は認定農業者、あるいは認定された新規就農者ということで、担い手農家に限定しておる事業であります。

これについては、なるべく早く補助決定を出して、有効に今年から事業効果を発揮していきたいということで、先週の区長便のほうで、その事業のご案内等もまた載せさせていただいておりますが、一応これの締切りは、6月末で締切り予定となっております、要望数が多数来た場合は審査をかけさせていただいて、優先順位によって交付決定をさせていただくという流れを計画をしております。

そのほかの機械修繕でありますとか牛ふん堆肥等々は、この事業については、期限については3月末までの期限で、幅広い期限を取らせていただいて、有効に補助の活用をしていただきたいということで、そのほかの事業は、一応年度末まで幅広い形でこの事業、今、使っただけのような内容のご案内をしているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

農業は大変厳しい環境ですが、林業では協力隊など導入をして、若い自伐林家や自分で山を刈って、それこそ次世代の林業経営者も増えておる状態ですが、やっぱり若い人には林業がやはり魅力があると感じておると思いますが、それに対して農業は、今のところ何か魅力がない、やはり魅力ある農業にしていかなければならないと思うんですが、いろいろ協力隊

も林業関係、商業関係、アウトドア関係とか、応募をしておるんですが、これから農業関係で協力隊の募集とかそういうことは考えていないんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁をお願いします。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）1番、澤田康雄議員のご質問にお答えします。

これまでに、令和4年度までですが、農業公社のほうへ2名の方が配属して、卒業されております。2人とも地元に残っておるところであります。

今後、先ほどご質問がありましたとおり、農業の分野でということでしたので、まちづくり推進課と共に、農業公社ともちょっと話し合いながら、そういった具体的な業務というところを検討しながら、協力隊の募集についても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）農業公社も農業関係ですが、例えば、先ほど言われたように、農業公社がよう作らなくなった田んぼとか、近くでよう作らないような田んぼを無償で提供するとか、そういう形で、農業公社じゃなくて農家としての育てる、農業を育てるという意味での協力隊とかは考えられないでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

農業分野における人材不足、そして後継者を含めて大きな課題となっておりますので、その一つの方法として、そういう農業を志す地域おこし協力隊、そういう人材を入れてやるというのも有効な手段であろうかと思っております。

また、空いている農地の有効活用という面からも期待ができる部分もございますので、またそのあたり、関係機関とちょっと調整もさせてもらいながら、方向性をまた考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

先ほども言ったように、今、原料とか材料の値上がりで、日用品とかいろいろ物価が高騰しておりますが、その点、第2次産業、第3次産業なんかは、その原料高、燃料高を商品、製品に価格転嫁をできておりますが、林業をはじめ1次産業は、なかなか燃料が上がった、機械が上がったということで、お米に価格転嫁はできていない、もう1次産業は大変厳しい、自分では価格もつけられないような状態でございます。

そういう中で、特にこれから中山間の農業は大変なことと思うんですが、町としても、農家の高齢化もありますし、ますます厳しくなると思うんですが、町としても、10年後を見据えたやっぱり農業に対する対策を急いでやらなければならないかと思っております。

国にしても、食料・農業・農村基本法改正などの動きもあると聞いております。その中で重要な内容としては、有事で輸入が止まった場合、政府が農家に対してどのような増産を出すか検討するとか、平時から食料の安全保障を考え、輸入が多い農産物の国産化に取り組む、食料の価格を上げて適正な価格にするため、消費者などの理解を求めるといふ、そういう国の基本法の改正も、今、進められておるとも国家でも言うておりましたが、そういう面で、町としても、農業をやはり守っていかなければなりませんので、さらなる支援、存続のための支援をよろしく願いをいたします。

次の項に移ります。

○議長（岩本誠生君）次へ進んでください。

○1番（澤田康雄君）最後に、4項目めの最後ですが、ふるさと納税についてお聞きをいたします。

3月議会でも同僚議員が税制度から逸脱しているのではないかというような質問もありました。やはり特産品の多い自治体とか少ない自治体、また、例えばお金持ちの人なんかは、どんどん寄附をして高額な返礼品を得られる、そういう面でもいろいろ矛盾点がありますが、本町のふるさと納税の寄附額と返礼品の状況をお聞きします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）1番、澤田康雄議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税の令和4年度の実績の速報値にはなりますが、寄附件数としまして1,414件、寄附額が3,082万6,000円となっております。

返礼品の数ですが、現在194商品で、令和4年度新規商品としては27商品となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

それで、いろいろ取り組んでおられて、コラボ商品とかいろいろ返礼品を見ましたら、ありますが、以前は浦臼町ともコラボ商品をやっておったと思うんですが、このちょっと見たところで、室戸とコラボ、キンメダイ、それから棚田米のコラボも3万4,000円という寄附額で棚田米を各1キロ、キンメダイのしゃぶしゃぶ四、五人前ということで、3万4,000円という、そういうことも載っておりましたが、さくら市なんか、産地交流ということで、最近では東洋町の干物とかミカンなんかさくら市で売っておりますが、そういう産地交流、山ですので、海産物なんかのある海岸持ちの町村とも連携をしながら取り組んでおられると思うんですが、今まで以上にそういう取組も大事だと思うんですが、これからの計画なんかがありましたら、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えします。

先ほど話がありましたが、最近では、海洋深層つながりで、海の幸、山の幸を使った土佐

天空の郷米とキンメダイのセットの市町村間連携というものをやってきております。

今後も、すみません、共通返礼品としまして、県のほうがカツオのたたきというのがありますが、やはり山のところで言いますと、土佐天空の郷米とあかうしが主流になるんですが、これと一緒に合う近隣というか、海岸、海のところとつながったセット商品なども、今後、検討していきたいと思っています。

それから、町内の各事業所においては、まだまだ地域の資源を使った素材があるということで、そういったところにも注視しながら、新しい返礼品として加えていくことも検討していきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君） 次に移りますが、寄附額が3,082万円ですかね、それで分かったんですが、ふるさと納税で自治体が寄附を受けた分から税収が減った分や経費を引いた分、収支のことですが、資料によりますと、2021年度、全国の自治体1,741市町村の27%の471の自治体が赤字であったということがありまして、町村に限っては926町村の15%の141の自治体が、経費なんかが要って赤字ということが載っております。減った分の75%は、交付税で穴埋めをされるということになっておると思うんですが、本町の3,082万円に対して、返礼品とか送料とか、いろいろ経費が要ったと思うんですが、手数料とか、そういうところの差引きで、本町の場合どういうふうになっておるのかお聞きをいたします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） 令和4年度の返礼品の調達手数料等についてなんですけど、今ちょっと現在、精査中で、しっかりした数字が言えないところでございます。

令和3年度に関しては、ちょっと資料がありますので、お答えさせていただきますが、令和3年度の実績が2,779万2,000円でした。それに対する経費が1,138万円となっております。主立ったところで言いますと、返礼品に係る送料、それから広告、それからクレジット決済などが含まれております。その他事務手数料を含めての経費となっております。寄附額に対しての経費割合が41%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君） 全国的に経費が増える傾向という調査が出ておりますが、やはり仲介サイトがどんどん参入をしてくるようになってきて、手数料とか、全部企業がやっぱりおいしいところを取っておるという、そういうところも見えますが、本町の場合は、結構経費的には安定をしちゅうと個人的には思います。

ちなみに、黒字が大きい自治体では、北海道の紋別市が76億9,000万、宮崎県都城が76億7,000万、赤字が大きい町村では、静岡県長泉町が1億6,300万円、広島県府中町が1億3,700万という、そういう町村でも大きい赤字になっておるという町

村があるので、自分としてもびっくりしたんですが、そういうところも考えて、寄附額を増やし、経費を切り詰めて、そういう、今、広告なんかは経費が要ると思うんですが、そういうところに注視をしながら、ふるさと納税も取り組んでいただきたいと思います。

以上で、4項目の通告しておりました質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）以上で、1番、澤田康雄君の一般質問を終わります。

これより休憩に入ります。10分間休憩をいたします。暫時休憩します。

休憩 10：21

再開 10：35

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を行います。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）一般質問を続けます。

7番、中山百合さんの一般質問を許します。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）議長のお許しを得ましたので、7番、中山百合、これから一般質問を行います。

今回は、3点ほど準備しております。

一つ目が加齢性の難聴について、二つ目、高齢者等のごみ出し支援について、そして三つ目としてバイオマスの発電所等の騒音対策について、3点通告しております。質問も簡潔にします。答弁も簡潔によろしくお願いいたします。

では、1問目からいきます。

加齢性難聴についてお伺いいたします。

難聴とは、聞こえにくい状態のことをいい、加齢性難聴とは、文字どおりによる難聴のことです。加齢による聴力低下は、一般的に高音域から始まり、40歳代、50歳代と低下、60歳代になると軽度の難聴レベルまで低下する音域が増え、聞こえの悪さを感じる人が急激に増えてきます。65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では過半数が難聴に悩んでいると言われます。

日本老年医学界雑誌に掲載された調査では、65歳以上の難聴高齢者数は約1,655万3,000人と推定されています。一方では、日本補聴器工業会の調査では、難聴を感じている人の補聴器の使用率は14.4%と、とても低い状況です。

難聴は、はた目には分かりづらく、人に会うのがおっくうになり、引き籠もってしまうケースがあります。さらに、コロナ禍、5月8日から5類として移行になりましたが、まだマスクを外せない方がたくさんおいでます。マスク着用により、もっと聞こえなくなり、外出

も減り、引き籠もりがちな高齢の方が増えてきます。そもそも聞こえは生活に直結する問題であって、重要な情報が聞こえなければ、交通事故や災害時の逃げ遅れなどの生死を左右する可能性もあります。

加齢難聴と生活の質や安全、認知症との関係について、どのように考えているか、町長にお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

加齢性難聴についてということで、先ほどのご質問で、認知症との因果関係について、どういうふうにというふうなご質問があったと思いますが、これについては承知をしております。どのように加齢難聴が認知症とどういうふうに関わっているのかということについては、私はその因果関係について承知をしております。今後、調べてみたいと思いますが、医学的な問題ですので、そういう点で、私のほうで因果関係について把握はできておりません。

聴力の障害につきましては、身体障害者手帳をお持ちの方については、ご承知のとおり、補装具として補聴器の購入に対して助成制度がございますが、身体障害者手帳の交付の対象とならない比較的軽度の難聴の方々については、今、助成制度はございません。

加齢に伴う難聴者の数は、先ほどご報告がありましたけれども、私の身近な方々からも難聴のお話はお聞きいたします。多くの方々も難聴の悩みをお持ちではないかというふうに、私も感じております。

また、補聴器の価格の問題、これご質問通告が出ておりましたけれども、なかなか幅はございますけれども、非常に高額であるということについてもお聞きをしたことがございます。生活の質の向上等を考えますと、補聴器の活用については、これは非常に重要な問題ではないかというふうに思います。

公費助成制度の創設についてという提案でございますけれども——そこまでは質問されていないと。分かりました。

加齢性難聴と認知症について町長の見解ということでございますけれども、これは私のほう、医学的な見解を私は持っておりません。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございました。

それでは、1項目の中に①と②を質問させていただきます。

加齢性難聴は、人とのコミュニケーションが困難になると、家族とか社会から孤立し、生活の質や生きる意欲まで低下すると言われております。認知症の8割は難聴の放置が背景にあるとも言われ、とても深刻な問題であります。補聴器を購入するにしても、値段が高く諦めたなど、補聴器にまつわる高齢者の悩みがある。

こうした実態を受けて、自治体独自の公費補助制度が広がっています。昨年7月29日現

在で、105の自治体が実施をしております。介護や認知症予防のためにも助成制度が必要と考えます。本町でも公費補助制度の創設を考えてはどうか、町としてのお考えを①として質問いたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

公費助成制度の創設についてというご提案でございますけれども、財政的な面もございますけれども、そういった点も含めまして、今後、調査検討したいというふうに住じます。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

なかなか財政面も厳しいと思いますけれども、これから先、こういう高齢者の難聴の方が多分増えてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

もし、なかなかピンキリがありまして、補聴器を購入するに当たっても、誰でも彼でもなしに、ちゃんと耳鼻科に行って検査をしていただいて、それでどうしても補聴器が必要という感じで、やっぱり病院での診察も必要だと思っております。耳が聞こえん人が全てではなくて、やっぱり検査をしてもらって、ちゃんとしていただかんと、なかなか公費の補助金は難しいんじゃないかと思っておりますけれども、ぜひそのことを考えていただきたいと思っております。

では、大きい1の②番へいきます。

難聴は、一般的に本人には分かりづらいと言われております。加齢性難聴の早期発見のためにも、地域健診に聴力検査を導入することが有効と思っておりますが、町としてどうお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 10：45

再開 10：46

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料の配布が終わりましたので、答弁を求めます。

健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）7番、中山百合議員の質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

資料をお配りしております。本山町で実施している検診の一覧、それと裏面にありますが、地域医療健診のオプションの項目になります。

この健診項目に聴力検査等が追加をできるかというご質問ですが、嶺北中央病院に確認

をしましたところ、健診レベルでの検査測定器というのは、事業所健診において実施をしておることから、対応は可能だと聞いております。

ただ、一方でオプションを入れますと、地域医療健診の項目がこの赤枠のところ、それと、裏面にあるオプションという項目、これに聴力検査が関わってくるということになりますと、一方では聴力検査に非常に時間がかかるのではというところと、受診者の全体的な検診の時間等が長くなるのではないかとということも懸念はしております。

今後、嶺北中央病院とも協議をさせていただきまして、病院の職員の検査体制であったり、財源措置、対象者をどのようにして考えていくかということのも調査研究が必要だというふうにご考慮しております。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君） ありがとうございます。

実は、この地域医療健診のことで、やはり女性であれば乳がんとか子宮がんとか等々の部分の検査に当たって幾らか、それと大腸の検査なんかは幾らか500円とか、1,000円とか2,000円とかが今までありました。

もし、今、担当課長がおっしゃったみたいに、時間がかかると言われても、やはり全部全部、希望者、やっぱりこれはおかしいでちょっと調べてもらいたいなという人に限りで、それが町民全体のために全部するというだけでもなく、希望者だけにしてやればええと思うのと、それと年齢的に75歳以上とか、やっぱり年齢も考えて、いろんな工夫をしながらできるんじゃないかとは思いますが、そのところどうお考えですか。

○議長（岩本誠生君） 健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。いろんな対象者というところの考え方については、そのような考え方もあるのではないかとというふうにご考慮しておりますが、では、それが果たしてどれが一番最適かということについては、やはり調査研究が必要ではないかとというふうにご考慮しております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君） 少しは分かってくれたと思って、最適ではないかということの意味がちょっと分からんがですけども、最適である、やはりいろんな工夫で、やっぱり本当に難聴というのを、皆さん今、私が言ったみたいに、人とのコミュニケーションができなくなつて、この前も私のお友達がおって、会議へ行きたいけれども、聞こえないのもう行かないというようなケースも出ております。

ぜひ、検診で何か工夫をして、年齢とか対策を考えて、やっぱり検査をしていただきたいなと常に思いますけれども、検討をする枠はありますでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君） すみません。先ほどの答弁内容を補足させていただきます。

希望者でやればどうかというご提案もありました。ただ、これでいきますと、早期発見ということを考えたときに、本当は受けたほうがよろしい方が希望者だけでは受診に引っかからないという可能性もあります。もう一つは、年齢についてもありましたけれども、やはりその年代になる年齢をいかに的確に判断をして、じゃどの年代から受診をさせるべきだろうかとか、そういったところでは、どれが一番最適かというところですね。有効なのかというところで答弁をさせていただいたところです。

今後どうしていくかということについては、先ほど申し上げましたとおり、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

そしたら、先ほど担当課長が答弁していただいた、希望者と言われておられましたけれども、本当に難聴で耳が聞こえにくいでどうしよう、もう耳鼻科行っても、もうええわというような感じをする人もおいでると思うんです。それで、もし地域健診があれば、こういう何千円か負担が要れば、1,000円でも2,000円でも3,000円も見れば、ここで地域健診を受けたらいいかというようなことも考えられます。

全部全部ではないんですよね。やっぱり希望者だけというか、本当に受けていない方もおいでると思うんですよ。まあ年がいったから、もうこれは耳が遠なったんじゃけ仕方ないけええわというような人もおいでると思うんですよね。

だったら、健診に参加して、負担が要れば負担額もちょうと出して、そうしたら地域医療でちゃんとやってみようかという人も出てくるかも分かりません。それらも踏まえて、工夫してもらって、調査して研究してもらって、やっぱりええ方向で行っていただきたいなと思っております。どうでしょうか。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）先ほど来、財政的な問題もありますので、その辺については、調査研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）分かりました。

調査研究をしていただいて、前向きな検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

これで1問目終わります。

では、2問目にいきます。いいですかね。

○議長（岩本誠生君）どうぞ、次へ進んでください。

○7番（中山百合君）大きな2問目は、高齢者のごみのごみ出し支援についてです。

高齢者のごみ出し支援については、令和3年6月の定例会で議員が一般質問で、高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせることができる環境づくりを目的に、訪問による、玄関先からのごみ収集、併せて安否確認ができないかとの質問であったと思い

ます。

そして、執行部の答弁といたしまして、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目指すことは、本町にとって重要な取組であります。ごみ収集の支援等を含めた課題につきましては、今後、区長さん、民生委員さんなどと地域の現場の声を聞きながら、ニーズの掘り起こしとその必要性について調査研究を進めていきたいと考えていますと答弁があります。また、嶺北シルバー人材センター、社会福祉協議会とも、支援の方法についても、併せて協議、検討のほうを進めていきたいと考えているとの執行部の答弁でありました。

2年たちましたが、調査、協議、検討がどのように進んでいるのか、お聞かせください。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）7番、中山議員の質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

前段、議員のご指摘のとおり、大きなごみ袋や新聞の束等を集積場所に運ぶことは、高齢者にとって負担であるとは考えております。全国的にも少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化により、高齢者の孤立やごみ出しができないことについて、ごみ屋敷の問題、不衛生な環境になる、また、ごみ出しをできたとしてもけがのリスク等、様々な事例が問題となっていることは承知しております。

先ほど、前回の議会の一般質問を受けてどう対応したかというご質問につきましては、民生委員等について、民生委員等の会で地域の状況を確認しておるということで、民生委員の中からは、民生委員はもとより、地域の中では実際は協力して対応できているということは、その時点では報告を受けております。

ただ、今はどうかということについては、昨年12月に民生委員も改選になっておりまして、委員さんも変わっておるところでございますので、その辺については調査をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございました。

いや、今、私が質問したのは、2年もたったのに、調査、協議、検討がどのように進んで、先ほど言うた、去年12月に民生委員さんともお話をしたとも言うけれども、この中には、区長さん、そしてシルバー人材センターとか、社会福祉等々で話をして、どういう効果があったか、何をしたかということなんですよね。もちろん、2年もたっているのであれば、何か進んでいないとちょっといかなのじゃないかと思えますけれども、答弁願います。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

この2年の間に、何がどうなったかという経過も併せて質問しているわけだから、それに対する内容で答えていただきたい。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

このごみの収集の関係でございますけれども、私も就任して1年6か月ぐらいになりますけれども、考えたところがございます。やっぱりどういうことで、どういう方法で、そういう収集が可能なのか、週に1回なのか、週に何回なのか、月に何回なのかとか、どういう体制で、シルバー人材センターで応援してもらって収集する方法が考えられないかとか、ということについては、2年前の経過は別といたしましても、検討、考えてきたところがございますが、状況を聞きますと、今のところいろんな地域での、いわゆる共助ですよ、地域で助け合いをする中でごみ出しなんかもできているというような、これは民協だったかですかね、そういう話もお伺いしまして、そういう地域の共同体といいますか、共生社会という中で考えますと、そういう助け合いができているということは感じておりますけれども、全てができていくかということについては、これは行き渡っていない部分もあるんじゃないかということもあります。

2年間、何をしてきたのかというご指摘でございますけれども、十分な検討ができておりませんが、それにつきましては、今後について、高齢者のごみ出しの支援について、改めて検討したいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ちょっと私も厳しく言ったとは思いますが、やはり執行部の答弁としては立派な答弁をしております。本当に地域で安心して暮らせることの環境づくりにとっては、重要な取組だということをおっしゃっておいりましたので、その2年間、全部できていなくても何か工夫して、何かやったということをお聞きしたかったんですけども、まだこれから研究していくとかいうのであれば、また2年、3年たつんだらうかということをお聞きしております。

そしたら、もう一度質問させてもらいます。

大きなごみ袋や新聞の束を集積場所まで運ぶのは、足腰が弱い高齢者にとっては本当に一苦勞です。高齢化に伴い、ごみ出しが困難になっておられる方もおられます。環境省は、自治体が高齢者宅まで出向いてごみ収集を行うごみ出し支援制度の拡充を目指し、国も取り組んでいく方向で動き出したようです。本町においても支援を活用し、高齢の負担を減らす施策に取り組む必要があるのではないか考えをお聞きします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）先ほども、今後の対応につきましては調査研究というところがございますが、一つ、財政的につきましては、前回の質問にもありました、この事業は2分の1が特別交付税に当たるところでございます。今後、それらと併せまして、先ほど町長が申し上げましたように、検討していく課題と併せまして、どうしていくかということで判断をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）全く事例がなかったかという議員の質問に対してですが、嶺北広域としては、ごみステーションからステーションの間にそういう対象者がある方は、新たなステーションを増やす、家の近くにステーションを増やすという事例は2件ほど対応しました。

これは、収集車の距離に影響がなくて、追加の費用が発生しない。それから、その場所が特に適正にごみが出せて安全な場所があるとかという場合には、300メートルの真ん中にいけば150メートルになるとか、そういうふうな改善策はできますので、そういうふうに対応した事例については、その2年間で2件ほどはありますので、対策を町が全くしていなかったかということではないです。

福祉施策としての対策としては、なかなかそういうふうなことを検討しなければできないですが、現実的に環境面、普通にごみを集める広域としても、そういうふうなやれることについてはやって、負担が要らないことについては対応をしておりますので、なお、付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

先ほど、住民課長がお話をしたことは、一応私もちょっと調査しましたら、今、どうしても集積所が大体一定に決まっているけれども、どうしてもそこまでよう行かん人は、そこへ看板を立てて、ここへ捨ててくださいということはやっているということをお話を聞いてきました。それで、割とそれが前はちょっとあんまりにも多かったのが、ちょっと減ったけれども、また最近、そういう例が出てきて、例えばこっちからこっち、その間にしてもらおうとかいうことが何か増えてきゆうということをおられました。

そして、今、パッカー車で2名の方がごみをしていますけれども、ちょうど資料をもらっていたけれども、ちょっと忘れてしたんですけれども、その中には1人、今は土佐町と本山町の山でやっている方と、本山町だけをやっている方がおられて、187か所とかいろいろありました。それは、大変な作業だと思いますけれども、やはり、この本通りのところでは持っていきません。それは、どうしてもそれは道沿いだから、道沿いで車が家のところまでは行けない、狭いから、結局中央のこの本山町の山間部でも、収集場所まで上から重い荷物を持ってきたりすることに対して、どうしていったらええかなといつも考えておりました。

なかなか町で全部を抱えるということは大変やと思いますので、私は、自分の考えでは、地域の区長さん、民生委員さん等々で、町長が言われましたように助け合おうてできたらええと思っております。そして、高齢の方が大体本山やったら、月曜日と木曜日がごみ出しになっています。それプラス不燃物、ポリ、古紙といろいろあります。ほんで生ものなんかは、高齢の方は週に1回ぐらいで済むんじゃないかと思われま。

考えるとところでは、やはり町全体はもちろんですけれども、地区の1区、2区、3区、4

区、権代とかいう地区で、何とかそういう区長さんと話をし、お手伝いできることがあれば、そういう方向で、私は自分なりに進めていきたいなという考えを持っております。というのは、その地区の中でもみんな元気でありますので、ごみの収集場所には持っていけません。3区の中では、1人、2人、そういう方がおりますので、それをお手伝いすることもできます。そして、ヘルパーさんが入っている方々に対しては、ヘルパーさんがその日に行っておみを出してくれるということもお聞きしました。

そういうこともいろいろ工夫していろんなことができるんじゃないかなと、私もうちと本山町外のところの近隣で聞きましたら、これは土佐町のほうで聞きましたら、南川と瀬戸、そして、石原と松ヶ丘と地蔵寺とか土居とかは、集落活動センターで1名ずつおいでます。そして、南川と瀬戸には、会計任用制度の方が集落地域支援員として働いております。そして、南川の方にお電話をしましたら、その方は10時頃から3時頃まで、やっぱり囑託で16日間ということをおられました。

そしたら、その方にお聞きをしましたら、どういう仕事をしているんですかとお聞きをしましたら、行政サービスや地域の情報などは、なかなか高齢のところには入らないので、自分がそこでいろいろお話をしあげるとか、聞きに行くことが多いそうです。そして、健康や老後の生活に関して不安を持っている人がすごく多いと、自分のところにも相談に来ると、そこで話をしていたら、高齢の方が帰るときは本当に元気で帰っていくと、やっぱり話をしたいと、聞いてあげることが大事であるんじゃないかと言っておられました。特に1人の高齢者、独居の人には話す相手もないので、お伺いしたら30分以上、そこでお話を聞くという、すごくこの方は、一度私も見学に行きたいと思っているんですけれども、そういうことをやっておられる方もおります。南川は女性ですけれども、瀬戸は男性の方がやっているということです。

そして、もう一つ例を挙げましたら、これは福岡県の大木町でしょうかね。シルバー人材センターに業務を委託して、高齢者や障害者を対象に、ごみ出し支援を行っているそうです。そしてまた、訪問時には声かけとともに、困り事の相談を実施して、その中で環境省は、5か所程度の自治体を選んで、高齢者のごみ出し支援のモデル事業を行う予定であると。自治体の直営型とか委託業者とか、連携型とか、町内会とか、地域のコミュニティーという部類が幾つかあると思うんですけれども、執行部のほうもそれは把握していると思います。その中で、やっぱり直接支援型とコミュニティー支援型、福祉サービスの環境タイプとかありますけれども、町としたら、やはり町全体でなかなか大変なこともあります。そういう私がいっぱい言ったみたいに、地区のほうにも働きかけて、これから実行していただきたいなという考えを私は持っていますけれども、町としたら、どう思っているでしょうか。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）議員のおっしゃるような、支援の在り方としましては、直接支援型、いわゆる自治体職員もしくは清掃職員が近くまで行ったりというのが全国的な事例としてあります。それと、2番目のコミュニティー支援については、その名のとおり地域

に対しての支援をしていく。それと3番目は、直接支援型であります。シルバーに委託をするという3通りがあるというのは、私どももちょっと確認をしております。

ただ、今後についてどのように考えるかということについては、前段の質問の回答と重複する部分もありますけれども、その辺を全体の地域の状況をもう一度精査をした上で、どうやっていくかということになるかと思っておりますけれども、先ほど議員のほうからも地域でまずは何とかできないかというご提案もいただいております。まずは、その地域ともそういうことができないかということも含めまして、また検討をしなければいけないのかなというふうには考えおります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

実はどうしてかというのは、令和3年6月にと2年もたっているのに、何もできていないと言うたらちょっとあれになるんですけども、やはりそういうことで、今、担当課長もこれから検討をしていくということをおっしゃっていただきましたので、やはり早めにその部分を取りかかってもらって、もう1年も2年も3年もたたずに、やっぱりそういうことをやっていただきたい。

1年、2年いって、自分たちも、もう高齢になって、そういう立場になることがあると思います。ですので、高齢の方の立場に立って、自分やったらどうするんだろうということをやっぱり考えてもらってやっていただかないと、協議、研究、何々しますと言っても、目に見えない進み方やったら、ちょっといかなものかなということで、それで今日、担当課長がおっしゃったように、協議とか、検討とかしていくということで、期待を持ってしていきたいなと思っております。

ちょっとこれは、担当課長にお伺いします。すみません。

高齢者の見回りという点では、保健センターの担当になりますよね。その中では、独居高齢者の見守り支援の中で、ごみ出しについて取り組まれていることがあるようでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをします。

十分な確認はできておりませんが、私に分かる範囲で言いますと、先ほど言いましたように、民生委員さん等につきましては、地域で困っている方のごみ出しをしているところは聞いておりますので、あと、民生委員さんにつきましては、要援護者、いわゆる心配な方の台帳に基づきまして、各家庭を定期的に訪問していただいております。そうした一つの中で、多分という言い方は失礼なんですけれども、ごみ出し等をしておるということは把握をしておりますが、それ以外につきましては、ちょっと申し上げられません。確認ができておりません。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

私も民生委員の協力員になっております、そしてうちの場合は、民生委員さんがおられます、2人の協力員がおられます。そういうことも踏まえて、区長とも相談をして、何かできることがあれば、民生委員さん1人だけに任さずに、結局、協力員もいろいろお手伝いをしますのではということはおっしゃっています。

ですので、なかなか民生委員さんも本当に、独居高齢の方がおりますので、大変だと思います。そういうことも民生委員さんの会なんかのときには、やっぱりそういうのを言ってもらって、地区地区で協力してやっていけたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、担当課としては、高齢者のごみ出し支援について、今後の取組があれば、どんなようにするかお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）今後の対応につきましてということですが、先ほどの質問に対して今後どうしていくかということで対応してまいりたいということで、その他については、今のところちょっと考えてはおりませんでした。

以上です。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）議員言われたとおり、国はこれが社会問題化する前に、モデル事業を全国で最初は16から始めたんですね。モデル事業やってみただけでも、NPOを設立してやってみただけでも、なかなか継続するのが全国事例でもなかなか難しい、みんな疲れてくるんでしょうね、最初はやっぱり生き生きやっているのも、毎日ごみを集めにいくとなると、これはなかなかやっぱり費用の面とか、地域に任すといっても、モデル事業をやった町村でもなかなか、これが解決策というのになっていないがですね。やっぱり最終的にはお金を出して、人を雇用するとかということにいかない限り、善意だけではいけないというところがモデル事業のところでも問題にもなっちゃうところですね。

これは、福祉施策というところもあるんですが、そういう関係省の事業も精査しながら、本山町でできることは、担当課長が言ったように調査研究が必要だと思います。何がええのか、本当に地域の人にやってもらって、それは毎週行って、自分ちのごみも出さなきゃいかに、善意だけではなかなか続かないというのは人間の本質だと思いますし、そこにはやっぱり費用というものが発生すると思うし、いろんな事例の分析も環境省できつつあると思いますので、それこそ、その参考事例をも見ながら、中山間に合った、市街地だけでなく、点在する住居に対応できるようなタイプについて研究していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）それは分かります。私も自分で考えたら、やはりごみ出しするのは週

に1回、不燃物、古紙、いろんなことがあって、それは簡単なものではありません。そして、相手方も気を遣って、もうそんなことせんでもええというようなことも絶対あると思います。

でも、それを何とかせんと、これから高齢化が進んで、ごみ出しのことでなったら、どうしたらええもの、今やったら、みんな元気を出せるけれども、やはりそうなった場合は、本当にどうしたらええんだろうかと、いつも心配はしております。

今、住民課長がおっしゃったことは本当に分かります。モデルでやって継続せんかったら何にもならないと、けれども、継続は力なりじゃないけれども、やはり何かそこで無理がいかないうような方法でできればと思いますけれども、そのところを研究してもらって、何かええ方法でやってもらいたい。

そして、最後にすみません。このことに対して、町長から、何か今後できることがあれば、そして、これからしていこうということがあればお聞かせください。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

今、皆さんのコミュニティーの中で、ご近所ですよ、今、公助、共助、近所というものありまして、ご近所での助け合いとか、そういうことで現状ごみ出しの問題も含めまして、見守りも含めて、地域コミュニティーの中で、助け合いをしていただいておりますということもあろうかと思えます。

それが、なかなかモデル地区として、そういうふうに義務化されていくと、なかなか継続が難しいというようなこともあろうかと思えますし、全国では、シルバー人材センターなんかを活用した、そしたら、時間的に週に1回、何時から何時までということ、玄関先へ出しってもらうというような制度設計をきちっと組まないと、それから、地域、町内全域ですので、全域でどういうふうに展開していくのかということについては、どういう方法があるろうねというのは、これはこの質問を受ける前から考えていたこともございました。

今後、本山町に合った高齢者支援、見守り、そしてごみ出しの問題について、これは、即回答ということにはならないかもしれませんが、検討してまいりたいと、考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）なかなか継続ということが、やっぱり人が相手ですので、難しいところもあると思うんですけども、やはり令和3年のときに、調査、協議、検討ということをお願いしているの、それを踏まえて、これからはそういうことを早くにしていきたいなど、何かええ工夫あると思いますので、ぜひぜひ検討していただきたい、ええ方向に検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、3番目にまいります。

○議長（岩本誠生君）次へ進んでください。

○7番（中山百合君）3番目にいきます。

バイオマス発電所等の騒音対策について質問いたします。

エフビットコミュニケーションズ株式会社が運営するバイオマス発電所の騒音について、近隣及び川を隔てた対岸の上奈路地区の住民の方から申出があり、その解決について町も立会して、会社と協議をしたと聞きましたが、どのようになっているか。また、施設建設前に、地元と公害に関する協定を締結しているとのことでしたが、その協定に基づく対応ができているかお伺いします。これ①の質問であります。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）7番、中山百合議員の質問にお答えいたします。

バイオマス発電所の騒音などにつきましては、発電事業者の業務に伴い公害が生じることを未然に防止するとともに、地域の生活環境を保全することを目的に、令和2年9月28日に、環境保全協定を締結しております。協定では、騒音は8時から19時の間は、55デシベル以下、19時から朝の8時までの間は、50デシベル以下となっております。この基準につきましては、協定後、電気事業法に基づき、エフビットが経済産業省に書類を提出し、騒音規制法に基づき、経済産業省から町のほうに通知が来ておるところであります。

騒音の測定値は、現在稼働後、測定しておりますけれども、最大で昼間で51デシベル、夜間は50デシベルと協定の基準は超えていないという状況になっております。ですけれども、地元との協議の中でエフビットのほうは、基準値内だからといって対応しないということではなく、真摯に要望等には対応していくということにしております。

質問のありました地区ですけれども、まず上奈路地区につきましては、事業開始後間もない頃、燃料チップを運搬する際に、タイヤショベルのバケットが床に当たる音等が対岸まで響いていたようであります。職員も採用間もないこと、そして、作業に不慣れなこともあったと聞いております。作業員の技術の向上、安全運転の徹底などの指導を行い、現在のところ、苦情は届いてはおりません。

次に、近隣の方々でありますけれども、安全対策などの要望等があり、順次対応もしておりますけれども、特に発電所より半径150メートル以内の方々には、キーンと聞こえる金属音を大変不快というふうに感じております。そのため、さらなる騒音低減を図るため、音の発生源である冷却ファンの周りの一部に防音シートの設置を行い、騒音を少し軽減しておりますけれども、大きな効果を挙げておるということにはなっておりません。

現在、会社として防音壁の設置が可能ではないかということ町の方から検討してほしいというお話をしておるところであります。質問にもありました、協定に基づく対応ができていないのかということにつきましては、対応できておるというふうを考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

実は、私もこれに対してちょっと住民の方からお話を聞いて、昼間は車なんかでして、天然燃料のところの音はあまり気ならないんですけれども、何回か、二、三回、ちょっと夜8

時頃、あそこに行って音を聞きました。確かにすごくタンタンいっております。そして、旧道に入って、どこまでこの音が聞こえるんだろうかといって、ずっと歩いていきましたら、少し寺山さんのほうのそこの辺まで行ったらちょっとはあれ、そこの近くのところはすごく大きい音は確かにしています。ほんで、これが24時間ずっと鳴るんであれば、まあ大変だなあと、それが苦情が来ていないということをおっしゃっていましたが、もう仕方ないんでもうこれということで諦めのこともあるかも分かりません。ほんで、1回は7時頃行って、1回は8時半頃行って聞きました。

この協定書の中にも、各章に、第5条で振動とか、騒音とか、悪臭等、施設の整備管理の取扱いを十分留意すると、なお、環境に影響を与える場合は、その対策を積極的に推進し、防止に努めるということを出しています。そして、第7条にも、苦情があったら、相談があったときは、誠意を持ってこれを対応するということになっていますけれども、今、副町長がおっしゃったように、今のところは、どこの地区というか周りの地区、関係者の地区には全然苦情がないということをおっしゃっていましたが、それには間違いはないでしょうか。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）質問にお答えいたします。

すみません。苦情が今出ていないというのは、当初苦情のあった上奈路地区のことでありまして、やはり近隣の方からは、最初に答弁いたしましたように、やっぱり金属音の高いキーンという音については、やはりすごく気になっておるということで、町のほうにも言ってきております。

そのために町といたしましては、エフビットと協議をする中で、この音の低減を図る方法について、協議もしておるところでありますし、先ほど言いましたように、できれば防音壁の設置ができないかという話をしておるところであります。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）分かりました。

執行部に今おる方で、あそこに夜遅くに車を止めて、機械が鳴っているのを聞きに行ったことがありますか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

先ほど、副町長のほうからも報告しましたとおり、地元との間で、この騒音の問題については、複数回協議もさせていただいております。

町としても、実際にその音、どのようなレベルで、特に夜間しておるのかということ、自主点検をして把握する必要がありましたので、昨年数回、夜間の自主点検という形で音の調査をさせていただいたところでもあります。一定基準のほうはクリアはされておりましたが、やはり独特の機械音のほうが出ておりますので、やはりそれが不快な音であるというふうなことは感じたところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）基準は満たしているのでもいいという問題でもないと思うんですけども、昨年何回ともなく夜行ったと、最近は行っていますか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

ゴールデンウイーク明けに地元の代表者の方から、最近音が以前よりもちょっと大きくなったと感じるという話を役場のほうを受けまして、その後、それも自主測定という形で、ちょっと現場のほうで音の確認をさせていただきました。

その後、発電所の職員のほうにも、何か音が上がるような何か作業をしたかということを知ったら、特に作業のところでは変化がないということでありましたので、実際測定をしてみますと、それほど大きな変化はないんですけども、ちょっと地元のほうからは若干大きくなったんじゃないかというような指摘は受けておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）そうですね。音は、確かに高いです。私も1回見たときは、ちょっと何分かついて聞きました。そして、2回目行ったときは、また音が大きかったです。だから、どうしてかなということ。それは夜、聞きに行ったんですか、深夜とか、夜8時か9時頃聞きに行きましたか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

日中とやはり夜間で音の基準が違いますので、ちょっと両方とも確認はさせていただいたところであります。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）分かりました。

なかなか昼は車が通ったりとか、いろいろ周りがにぎやかで、なかなかそのものはあんまり気にならないんですけども、やはり深夜とか、24時間稼働していますので、深夜が特に、やっぱりこれからは、近隣の今何も苦情もないといっても、再度また上奈路のほうとか、やっぱりその近所の関係の方なんかに一応また訪問して、やっぱりちょっとお伺いしてみたらと思っていますが、それをしていただきたいなと思っています。それは努力をしてやってくれていると思いますので、何とかええ方法を考えて、エフビットのほうにも言っていただきたいなと思っています。

そしたら、この②のところをいきます。

そして、さらに雨天時に次世代型の園芸施設のビニールハウスの屋根に当たる雨音が、特に夜間は大きく聞こえるとの苦情もあったと思います。消音等の対応の要請ができないかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）質問にお答えいたします。

先ほど言われておりました、上奈路地区等にも出向いて、訪問してというような話ありましたけれども、私も質問をいただいて、上奈路地区のほうにも訪問して、何軒かの方にも確認をしておるところであります。

また次に、次世代ハウスの屋根に落ちる雨の音でありますけれども、この対策につきましては、地元との協議の中で、そういう意見が出まして、エフビットのほうから、ハウスメーカー、そしてハウス建設の代行責任者でありましたJA全農には相談、協議をしております。その返事といたしまして、屋根の材質は全国的に使用されている一般的な材質であって、日光を取り入れる必要もあって、現在の素材を変更することは、なかなか現状では難しいという返事をいただいています。このことも、地元の方にはお伝えしてあるところでもあります。

そして、また防音壁の設置の意見も出ましたけれども、今現在でも、ハウスに車の通る音が当たって、それがまた人家のほうに反射するというような意見もありまして、なかなか防音壁的なものの難しいのではないかとということで、今、対策に苦慮しておるところが現状であります。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

そして、市内かどこかで大きいハウスが建っているところをちょっと探してというか、行っていないんですけれども、農免道路のところに大きいハウスが建っているところがありまして、そこは考えたら周りに人家がなくてハウスだけが建っているのです、それほどは雨音でも聞こえないというようなことを言っておられました。

ぜひ、やっぱり近所とか上奈路の方も何も言わなくても、やっぱり一応副町長が言ったみたいに、これからもそういうことが出てきたら、何かええ方法で対応していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、先ほど①の補聴器の購入の補助金と②の高齢者のごみ出しの支援は、私の考えでは、実現できるように前向きの検討をお願いしたいと思っておりますので、再度、町長、答弁願います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

今日ご質問、それから、以前にもいろんな助成制度、提案をされております。今、不妊治療の問題、助成制度、それから、帯状疱疹のことについても検討をしています。優先順位もあろうかと思えます。いろんな提案を受けたものを全てするとなると、それ向けの財源も当然必要でございます。だから、私は優先順位も必要かとは思っておりますけれども、そういったことも含めて対応してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

確かに財源のこともあり、施策の部分でいろいろと提案もしました。本当に、今これをせないかんという部分を先に優先してやっていただきたいなと思っております。そして、自分たちももう高齢になりますので、ごみにしても、難聴にしても、やっぱり相手方の立場に立って、本当に考えていただいたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで全部の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、7番、中山百合さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 11:40

再開 11:41

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）正午まで、一般質問を続けたいと思います。

6番、上地信男君の一般質問を許します。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）ただいま議長の配慮によりまして、6番、上地信男、ただいまより、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

質問につきましては、事前にお知らせをさせていただいております。今回も3項目ほどございます。

1点目が町長の政治姿勢と将来を見据えた行政運営について。そして、2項目目が今後の農業と環境問題について。そして、3項目目が新たな子育て支援と教育行政について、この3項目で順次ご質問をさせていただきます。

最初にお断りを申し上げたいのは、1項目目の④更新住宅の建設について、そして、⑤地方自治法に定める第244条の公の施設、これを入れ替えまして、最後に更新住宅を1項目目で最後のご質問にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、順次ご質問をさせていただきます。

ご承知のように、地方分権については市町村への事務・権限の移譲等枠づけの緩和を行うことを目的に、地方分権一括法に基づき実施されております。昨年5月には、第12次の一括法が成立し、この中でデジタル化等による効率化、そして利便性の向上に資することを目的に、水道、国土調査、空き家対策等に住民基本台帳ネットワークシステム、これは、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理というようなことで利用されているシステムでございますが、こういうものが利用可能となりました。

利用可能になったからというわけではございません。この4月に役場もこちらのほうへいよいよ移って、新しい業務を始めていますが、旧役場周辺の空き家の実態、これはどのようになっているかと、現状を前段でお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 6番、上地議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、地方分権の取組の一つといたしまして、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく所有者等の調査を行うために、公用請求はしなくても、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することにより、速やかに所有者等の現住所の特定が可能ということになっております。議員ご指摘のとおりであります。

ご質問の旧役場周辺の空き家の実態調査などでございますけれども、移住対策ということで、旧役場周辺ということではございませんけれども、それも含めまして、町全域で今、空き家調査を継続的に行っております。また、本年度は商工会と連携をいたしまして、空き店舗の調査を実施するという予定をしておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

○6番（上地信男君） 住民基本台帳ネットワークシステム、今後いろんなことで活用されていったらと思っております。

冒頭にお断りをさせていただきました、このネットワークができるようになったから空き家をというようなことではございません。今後、今までは問題視されなかったこと、特に空き家、これは空き家対策、空き家問題とかいうようなことで、昨今、非常に大きく問題化されております。現に旧の商店街、まちなかと称するところにもかなり空き家もございます。多分、町長も先ほどの答弁の中でも、町内全域をというお話もありましたが、どうしても旧の商店街、目につきます。ご承知のように。

そして、そういうところ、ひとつ実態的なもので、きちんとした情報で調べることが今後は必要になってくるんじゃないかなと、こういう世の中でございます、1回入れて調べた情報というのは電子化で受けられます。徐々に書き換えというような必要もあろうかと思えますが、事務のひとつ工夫をなさってやっていただきたい。

それとあと1点、チャレンジショップ、今、まだちょっと目立つような工事になっています。お隣の家屋を最近壊しております。段々と目に見えてくるんじゃないかなと思いますが、あと1点、ちょっと確認したいんですが、私のところにあそこはという話になると、チャレンジショップというようにお話もさせていただきました。実は、うちも昔は商売しよつたと、ひょつとよかつたら何かに利用してくれませんかというような情報も寄せられました。これは、役所のほうにはお伝えしたつもりでございます。個人のお名前出て、実例を挙げているいろとは申し上げることはできません。

ということは、やはり1回はきちんとした、そういう店舗、あるいは空き家周辺から、手の届くところから、試行的に調査する、こういう試みがあってもどうなんかなと思います。と

いうことは、そういうことできちんとつくったノウハウ、どこかへ行ったときにもきちんとできます。初めから大きい、そして広いところをやりようと思ったら、何らか無理がございませぬ。それは、住民の方にお断りをさせていただいて、今回、試行的にここの辺をきちんと調査してみたいんですがというようなことで、1回そういう調査を抜本的に積極的にやってみる、そういう必要性があるのではないか、このことについての町長の考え、そして、当然まちなかという部分絞ってやってみる、こういうお考えはないのか、併せてお伺いをします。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

空き店舗の調査、これは本年度、商工会と連携をして調査をいたします。その目的の一つはチャレンジショップでチャレンジした方が卒業されて、自分でやってみようというときに、やはり町内で創業してもらいたいということで、どういったものがあるのかということについては、そういった調査でデータとして持っておきたいということがあります。あわせてまして、本山町で何かこういうものやってみたいけれども、空き店舗がないかという、そういったご要望等もありますので、チャレンジショップだけじゃなくて、本山町でこういうことをやってみたいけれども、活用できる施設はないかというときにも、そういったデータを持っておくということは非常に重要だと思います。

それから、集中的にということもございませぬけれども、空き店舗の調査につきましては、旧市街地も含めて、それから、439号の国道沿いとか、そういったところなんかも含めて、少し範囲を広めて調査をしたい、する必要があるだろうというふうに思っております。本年度、繰り返しになりますが、商工会とも連携をいたしまして、その調査を実施するという予定をしております。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）ありがとうございます。

できましたら、できるところから手をつけていただく、一つは形に残る一つの事業の仕方、そういうことでやっていただきたい、そういうふうにお願ひしておきます。今後、これはきちんとどのようになり得るかというのを、またさせていただきますので、よろしくお願ひします。

さて、どうでしょう、昨年9月議会において、町長のほうから、まちなか活性化計画、こういうものを策定し、今後、まちなかの活性化に努めていきますよという行政報告等の報告がございました。これについて、どのようになっているか、現状をお伺ひします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）すみません。資料配付をさせていただきたいので、お願ひします。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 11:52

再開 11:53

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料配付が終わりましたので、説明並びに答弁をお願いします。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

まちなか活性化計画でございますけれども、まちなか活性化推進委員会の委員の皆様、精力的に論議をいただきまして、本年3月に本山まちなか活性化計画ということで、取りまとめをしていただきました。今、お手元へ配付した資料でございます。

本年度は、できるところから実践していこうということで、今、論議を進めているところでございます。また、実行に当たっては、推進委員会の委員の皆様だけで、これを行っていくというわけでは当然ございませんので、この計画の取組を広げていきまして、一緒に取り組んでいただける輪を広げていくということも確認をしているところでございます。そういう輪を広げながら、この活性化計画でいろんな意見が出されておりますので、イベントなんかでは特に皆様輪を広げて、プレイヤーを増やしてやっていこうということを論議しておるところでございます。

今後、そういったことで、委員会とも論議を進めてまいります。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）今、配付を受けました。

3月に計画書ができましたよということで、非常に立派な冊子いただきました。この冊子を作るまでには、いろいろな努力があったかと思えます。これはひとつ、これに段々と色をつけていって、ひとつ生きた計画書にさせていただきたい、強く要望しておきます。

それと1点気になるんですが、この計画書に基づいていろんなことを実践なさるところで、プロジェクトマネジャー、公募をかけておりますよね。そういう人の関わりも当然必要になるかと思いますが、プロジェクトマネジャーを活用したというようなことで、確か議会の一般質問の中でも何回かやり取りしたような記憶がございます。どうなのでしょう。感觸的なものは、どなたか応募があったんでしょうか。現状をお伺いします。お願いをします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）一度募集をかけまして、4名の方から応募をいただきました。面接もいたしました。残念ながら、採用に至っておりません。

プロジェクトマネジャーには、全国の取組の情報とか、人材ネットワークなんかをこの本山町の中で、このまちなか活性化なんかを含めまして生かしていただきたいということで、採用を考えておるわけでございますけれども、1回目の応募ではなかなか採用に至っていないということでございます。現在、再度募集をしております。それによりまして、また今後検討をしていくということになります。



○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）状況、ご説明がありました。分かりました。なかなか慌ててもいけません。きちんとした募集の下、きちんとした面接を経て、繰り返しになります、この計画が生きたものになるように強く希望しておきます。

○議長（岩本誠生君）ちょうど切りがいいですが、ここで一旦いいですか。

それでは、一般質問の途中でありますけれども、ちょうど12時になりますので、1時まで休憩いたします。

休憩 11:58

再開 13:00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）それでは、午前中に引き続いて一般質問を行います。

令和元年10月から運行が始まったさくらバスを含めた今後の本山町の地域交通について骨格が新しくなるようでございますが、汗見川流域をはじめ、町内の全ての区域でさくらバスの運行を新たに実施すると。本山町地域公共交通計画というものの骨格を考えているのか。その根本的なお考えをお尋ねさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）公共交通について今後どのようなというご質問だと思います。現在、さくらバスのことを状況を報告させていただきます。さくらバス、現在、月曜から金曜、5日間運行しております。毎日1日ずつ各地区を回っておりまして、曜日順にいきますと、月曜から北山西、吉延・大石便、上・下関便、古田・権代便、そして北山東便となっております。

今後というか、これまでの利用状況ですが、令和4年度4月末にはなりますが、1,113名となっております。令和3年度でいくと1,745名となっております、利用状況はちょっと下がってきているところです。

全体での新たなバスの運行を考えているかのご質問ですが、この2月、汗見川地区におきまして、現在、嶺北観光自動車が冬の瀬便を運航しているところではありますが、汗見川地区の区長さん、民生委員さんに集まっておきまして意見交換を実施しました。その中の意見を要約すると、近い将来、車に乗れなくなる人が多くなる中で、今の冬の瀬便については使いつらいという意見をいただきました。また、10年先を見据えた対策、検討が必要ではないかのご意見をいただいているところです。

本年度、令和5年度につきましては、令和6年度から次期の公共交通5か年の計画を策定

する年となっております。全体的な調査というところで、アンケート調査、それから路線上の住民の方との意見交換を交え、方向性を探っていきたいと思います。特に冬の瀬便につきましては、嶺北観光自動車様ともそういった協議、話合いを持ちながら、汗見川の住民の皆様意見を聞きながら、次期本山町の地域公共交通計画の中に盛り込んでいければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）恐らく令和5年度、本山町地域公共交通の計画の策定というようなことで、委託業務だと思うんですが、恐らくあとの5年間の分だと思いますが、当然、生活の維持に必要となる交通手段の確保に不便や困難を感じる町民を生み出さないというように大きく掲げて、仕様書は作られておりました。5年ぐらいまだ先を見るということになれば、人口形態的なもの、そして高齢者比率、それで地域の事情もかなり変わってくるだろうと思います。

その辺を加味して、公共交通という名の下ですが、一部だんだんとこれからは先を見詰めれば、福祉行政施策の中の一環で、ある程度考えていかなければならないんじゃないか、移動手段というのは。そういうふうには感じております。当然、通院であったり、それから買物、そういうふうなことが根幹にあるんじゃないかと思います。

今後、一つの計画を立てる中で、今までのものの形にとらわれず、向こう5年、10年先を見たときに、やっぱり少し整理して考えなければならぬ部分があるかと思っております。当然、示された仕様書の中ではアンケート、そして意見交換会など8か所で計画しますよというような内容も明確に示されておりましたが、もしアンケートの実施、それから意見交換会、ある程度計画しておる内容が分かれば、ここで教えたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）今年度の計画策定に向けての工程的なところですが、この7月から10月にかけて、まずアンケート調査を行っていきたいと思います。ちょっと内容はこれから幾つかの項目に絞ってというところなので、これから検討させていただきますが、特に汗見川地区の説明をさせていただきましたが、一つどういいますか、先ほど冒頭説明させていただきましたが、月曜から金曜日の町全体のところを一定網羅する中で、冬の瀬のところ、汗見川地区というのが今後どうなっていくかというのが課題でありました。この課題に対して、どこまで先ほど上地議員がおっしゃられました福祉的要素のところもございましたが、逆に今度は財政的な面というのもございます。どこまでが公共で担うかというところは、私自身まだ答えをしっかりと持っているところではありません。住民の方々の意見を聞きながら、しっかりと公共性、コミュニティバスの在り方、さくらバスの在り方というものを考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

○6番（上地信男君） 繰り返しになってもいけません。やはり一つ計画でございますので、きちんと基本的に調査し、それを分析し蓄積し、今後の計画に生かしていただきたいと考えております。

それで、一つの引き合いにさくらバスというようなことで出させていただきました。試行の時間を経て令和元年から始まったわけなんです、当然基本的な乗車人数というのが2人とか、そういうようなものが限定づけられます。果たして今後、さくらバスをもって運行が一つの形でいいのか。そういうことも含めて検討しなければならない時期が来ているのではないかと思います。やはり高齢化が進み、比較的全体を見渡した感じでは、割かし均等に偏らず運行ができるような形の一つの仕組みづくりもできるんじゃないかなと私は考えております。

さて、町長にお伺いします。

やはり将来を見たときにやはり足の確保、高齢者にとっては重要な課題になってきます。午前中にも、高齢者を含めてごみの問題とか、いろいろなお話も出ておりましたが、今までは心配せずにある程度ごく一部であった部分が、全体の中で5割から8割にかけての一つの問題と言ったら失礼なんです、多きに行政のほうで手を足さなければならぬ施策的なものの課題が出てきます。そういうときに考えたときに、移動手段、将来的には町長が思っている移動手段というのはどういうふうなものか、お考えがあれば所見をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

高齢化が進む中で、免許証の返納とかいうことで移動手段が限られてくるということで、コミュニティバスからデマンドバスという制度を活用して、今、運行しておるわけでございますけれども、今後もそうした足の確保はこれは非常に重要だと。今、乗り場まで来る、その間の距離の問題なんかもあって、なかなか細かく手が届くという路線まではなかなか難しいところがございますけれども、今回見直しをされる計画の中で、そういったところも利用しやすい、利用してもらおうというよりは、もう利用しやすい、そういうコミュニティバスの計画については、そういう考え方も必要じゃないかなというふうには思います。

通院なんかにつきましては、福祉タクシーという制度なんかもありますけれども、そういった制度なんかも活用していただきたいですけれども、買物とか日常、やはりそういったことでの移動というのは、非常に私は重要だというふうに思いますので、そういう面で、繰り返しになりますが利用しやすい交通体系といいますか、交通計画を考えていかななくてはならないというふうに思います。

デマンドバスのほうが予約して利用するという方法もございますので、そういった定期的なもの、それからデマンド的なものを組み合わせるとかいうことについては、今後十分検討していかななくてはならないだろうなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 6 番、上地信男君。

○6 番（上地信男君）ありがとうございました。

デマンドバスのなものも当然近い将来、きちんとした形で実践しよるところもでございます。それは即ここでいいのか、本山町でいいのかとかいう部分もございまして、それぞれの地域とそこに生活する人たちの事情もあろうかと思えます。サービスをどこまで構築していくか。上を見ればどこまでというようなことがございまして、このぐらいのサービスをとる部分で位置づけて、今後計画を策定していただきたいと思っております。強く要望しておきます。

それでは、次へまいります。

集落支援員という言葉がございました。これは集落支援員の配置というのが令和4年6月議会において、町長の行政報告で、町道の維持管理や独り暮らしの高齢者への見守り活動を実施し、地域の課題解決につなげる取組と目的を明記し実施されていますが、令和4年、実際は11月からこの活動がなされております。その成果の検証、そして、併せてお伺いしますが、今後の方針についてお話をお伺いできたらと思っております。よろしく願います。

○議長（岩本誠生君） 執行部、答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君） 6 番、上地議員の一般質問につきまして答弁をさせていただきます。

まずは、11月から今年の5月までの実績を報告させていただきます。

町道の補修等につきましては97件、見守りや危険箇所の調査など48件であります。作業があったものが97件で、調査とかお話をしたり、声かけをしたりとかいう分につきまして48件ということです。

この取組につきましては、検証ということではありますが、今までできていなかったこともできておりますので、一定の成果が上がっているのではないかと考えておりますし、住民の皆さんからも好評をいただいていると聞いております。

今後の方針につきましては、引き続き状況確認をしつつ、よりよい制度として発展させていくように取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 6 番、上地信男君。

○6 番（上地信男君） 町道等の補修とか修繕、97、それから、高齢者の声かけ等が48件というお話をお伺いしました。

さて、どうでしょう。最初に冒頭に私、読み上げさせていただきました。独り暮らしの高齢者への見守りというようなお話をさせてもらいました。この独り暮らしという高齢者、どのぐらい件数があるのか。独り暮らしの高齢者と定義づけるものがあれば、把握しているの

か。その人数をお持ちであれば、お伺いいたしたいと思います。お願いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えします。

独り暮らしの高齢者としての名簿というものについては把握をしておりますが、地域内で作業のときとかに出会った方々は、年齢とかも70代の方とか、80代の方にお話しをしたり、声をかけられたり、そういうものについて声かけということで把握をして、人数として入れております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）やはり新しく事業を始めた。そして、これは耳当たりがいいように、独り暮らしの高齢者の見守り活動と入れたのかどうかは、それは成果を見ないと分かりません。ただやはり独居の高齢者が増えております。入れた以上は、きちんと定義づけて順序立てて訪問するなりするようなことが一つの事業の成果につながるのではないかと、私は思います。やはりそういうふうにな目だけであって、きちんと目的が達成されていない部分になっても、非常に一生懸命やっている方に対しては、成果というのが十分統一性がなくてもいけませんので、でき得るものであれば、名簿が云々とかいうのは申し上げます。当然、独り暮らしの世帯の人数等、把握しておれば、どここの地区でというようなことが一つのルールの中で情報としてもらえるのであれば、そういうものを整理して集落支援員の方が把握していければ、その実にはなっているのではないかと思います。

繰り返しになってしつこく申し上げます。ただ、これは建設課の課長から高齢者の関係の報告がありました。所管によれば健康福祉課がその制度的なものとか、政策的なものは位置づけているのではないかと思います。当然でき得ることであれば、そこの方も一緒にお話しになって、当然保健師さんの訪問が必要であれば、そういうところへも手を足す。そういうふうなルールがあってしかるべきじゃないかと思います。今そういうふうなことは横の連絡が取れていないのか、今後取っていくのか。現状と今後の方針について、また改めて確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）議長からちょっと申し上げたいと思いますが、この一般質問の通告の中に、やはり独り暮らしの高齢者の問題というのがやっぱり明確に書かれております。ですから、答弁をする場合に執行部としては、やはり独り暮らしの住民の把握数というものは、かっちり言うとやっぱり答弁の中に含まれているということが重要じゃないかと思いますので、先ほどから質問者がしておりますけれども、なかなか人数的なものが答弁されておられません。こういうことについてはもっと質問内容を把握した上で、十分な回答が得られるような対応をお願いしたいと思います。それを含めて答弁を求めます。

執行部、答弁。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

本町の集落支援員につきましては、やはり集落への目配りといたしまして、集落の巡回、そして状況を把握するということで取組を進めておるところでありますけれども、議員おっしゃいましたように、やはり福祉部門との連携というのは大変大事になってくるというふうに考えております。今後、今まで以上に連携を図りながら、健康福祉課だけではなく、そこにおります保健師との連携も深めていきながら、よりよい制度、活動ができるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）今、副町長のほうからご答弁もございました。始まったばかりの制度でございます。繰り返しになりますので、同じ言葉を続けて言いません。必要でこういうふうに掲げて、町道の維持修繕、高齢者の見守りと挙げておる以上は、やっぱり成果につながるものにきちんと集落支援員制度というのをつくっていく必要があるかと思えます。繰り返しになって申し訳ないんですが、やはり定義づけてきちんとやっていくことがいい結果につながるんじゃないかと、そのように思っておりますので、今後また、まだ1年たっておりません。そういうときに時期も見て、きちんとした検証をなさって、今後続けていただきたいと思っております。

それとあと1点、当然、今お二人でやっております。2名ですね、たしか。今後将来的にこの人数を増やすのか、何か町長にお考えがあればお伺いをいたしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

11月からでございますので、もう少し検証する必要があるんじゃないかというふうに論議がされておまして、その中で増員とか、現状のままなのか、増員なのかとか、支援員の方に担っていただく今のままで、町道の巡視活動と高齢者の見守りというところからほかはないのかとか。集落支援員の活動についても、これからも総括した上で今後の対策を検討していきたいと。今のところ増員とか、そういったことについて決定したというところではございません。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）1年たった時点で、また町長、お考えください。当然こういう制度が必要であれば、やっぱりこういうところへもきちんと人員配置する必要があるんじゃないかなと私は思います。

さて、次のほうに移ります。

冒頭に申し上げました順序は、少し順番を変えさせていただいて質問させていただきま

す。  
地方自治法244条第1項、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、施設を設けるものとするという項目がございます。これは公の施設の

定義でございます。公の施設、指定管理ということで、施設については指定管理で当然管理してもらおうということで法が定められております。現在、公の施設で指定管理というものにしていただいております部分の一覧表というものがあれば、事前通告しておったんですが、資料を頂いて、資料の説明と併せて議論したいと思っております。

議長、よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）資料、準備できていますか。

（「用意しています」の声あり）それでは、資料配付のため暫時休憩しますので、先に資料を配ってください。

休憩 13：26

再開 13：27

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料の配付が終わりましたようですので、答弁を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）6番、上地議員のご質問にお答えいたします。

お手元にお配りしましたのは、事前に求められておりました指定管理の施設の一覧表でございます。資料の説明をとということでしたので、現在29の施設について指定管理を行っておるものであります。それぞれ申し上げませんが、クラインガルテンもとやま、1番目のでは、所在地と指定管理者名、そして代表者はこの方ということと、あと指定開始日、そして終了の予定日をそれぞれ書いております。これら29の施設で今管理をしておるといふものであります。

指定管理の内容につきましては、上地議員のほうからもご説明がありましたとおり、地方自治法の一部が改正をされて以来、公共団体が公の施設の管理を行わせられるものということで、株式会社はじめとした企業、財団法人等々にお任せをしておるといふもので、詳細につきましては、地方自治法の244条の項目で11項目に掲げられてあるとおりであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）資料の配付をありがとうございました。

ここで1回、目を通して、29でございます。それぞれいろいろと目的を持った施設でございます。当然集落にある集会所的なものもあろうかと思っております。将来どうなんでしょう、この29の施設、当然施設それぞれも指定管理に出すときの契約の内容によって、それぞれ内容は違うかと思うんですが、これずっとこのままでいいのか。当然先ほどの繰り返しになりますが、目的が違いますので、将来的に一定どこかの何年か後には、きちんとある程度はそういうふうなものがいいのか悪いのか、きちんと判断しなければならない時期が来るのではないかと考えております。

それについてはいろいろな考え方がございます。施設なので老朽化が進み、当然手をかなり入れて直さなければならない部分もございますし、どうしてもそのときには条例を廃止してとかいうような部分があるかと思いますが、ただ244条、公の施設というのは、ちょうど制約がございますように条例で制定して運用しなければならない部分もございますので、その辺決まり事をきちんと遵守していけば、必要で造った施設でございます。そう軽々には目的をほかのものにするわけにもいきませんが、町長、どうなんでしょう。これある程度、この施設を多く見るか。そして、今後やはり検討もしていかなければならないか。所見をお伺いできたらありがたいです。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君） 暫時休憩します。

休憩 13:31

再開 13:31

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君） すみませんでした。質問の趣旨的なもの、今、議長のご指導の下、少し整理させていただきます。

当然、公の施設なので、町がそのまま直営で管理する部分がございますし、指定管理に出しておる部分がございます。行く行くは町で管理するのか、そういうふうなことも含めて何かお考えがあれば、将来的なものをお伺いできたらと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

さまざまな目的を持った施設でございますので、それぞれの施設の目的に沿った形、なおかつ地区のお力をお借りする、全て行政で施設運営ができるかということになると、非常に難しいことがございますので、民間の力もお借りする、地区の力もお借りしながら、こういった施設の運営をしていただいております。そういう民間の力なんかも活用しながら地域の運営をしていくというのは、私は重要じゃないかというふうに思っておりますので、指定管理につきましては、今のこの方法で当面施設運営をしていただくということになるんじゃないかというふうに私は考えております。

○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

○6番（上地信男君） 将来的なもの、きちんといずれどこかの場面で整理しなければならない部分があるかと思いますが、将来的なことも併せて今後ご検討いただけたらと考えております。

それでは、次に、更新住宅のお話、若干議論させていただきたいと思えます。

更新住宅行政について、まずは最初に町長にお伺いさせていただきますが、今までの実績



を検証して、平成25年に策定した本山町改良住宅建て替え基本計画、これを尊重して実施してきたかということについて見解をお伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）当初、改良住宅の老朽化に伴う住み替えということで、この更新住宅の事業に着手して、その目的をもって現在事業を行ってきたということでございます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）行ってきたということでございます。

さて、この更新住宅の建設行政については、もう既にいろいろと長くに議論してまいりました。昨年12月の議会でも一般質問し、12月19日には地元の方や関係者、そして数名の議会議員及び町長をはじめとした執行部の方との話し合いももたれました。事務手続が適切に行われたのかということで、今後の方針等議論されました。

そして、今年1月30日には、総務常任委員会で更新住宅建設事務執行に関する調査ということで調査いたしました。当初の計画から現在に至る説明を執行部から受けたわけでございます。前町長の指示での申請書や要項の解釈、そして時間をかけて丁寧な説明ができていない。そして、同意を得ないままに工事を始めたという状況、こういう状況について、5年3月3日の3月議会で調査の結果を報告したわけでございます。

この報告を待って、町長のほうから何らかのアクションがあるかと思っておりましたが、あまりはっきりと分かるようなことがございません。議会として責任が十分果たせていないと厳しい評価を、4月27日、この場で議会報告会がございました。そのときに厳しい評価をいただきました。

議会報告会の雰囲気は、町長、お聞きになりましたか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

報告書を議長から頂いておりますので、その内容でも見させていただいておりますし、なおかつそのときのことにつきましても、議長から話もお伺いしております。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）当然住民の方からやっぱり厳しい評価をいただきました、議員として。また、所管している事務の長として、かなり厳しい評価もいただいたわけでございます。

先ほど冒頭で読み上げました本山町改良住宅建て替え基本計画書です。これはおつくりになったのが平成25年だったと思います。ちょうど町長も策定に参加しておったのではないかと思います。

この策定した基本本山町総合計画、魅力あるまちづくりの言葉も明記しております。上位関係計画との位置づけというようなことできちんと目的も書いておりました。過疎化、少子化、高齢化の推進により人口の減少傾向が続いているが、核家族化の進行により、高齢者や若者のみの世帯など世帯分離が進んでおり、世帯数が減少しております。

また、移住者等による本町の住宅需要は増加傾向にあります。住宅は安定した生活を維持

していくための基盤でございます。環境のよい住宅の確保は重要なものであるというよう  
な内容で締めくくっております。

さて、今、計画の一部を読み上げさせていただきましたが、町長はたしか報告する前に、  
議会で調査報告を。議会でのやり取りの中で、総務常任委員会の出席のときでございました。  
報告書を受け止めて今後のことを検討すると公言しておりました。

改めてお伺いします。

それぞれの決まり事は広義的な解釈、狭めて言うと狭義、狭いという意味です。住民に利  
益があれば広義的に解釈し、不利益につながれば狭義的に狭めて考えなければならぬか  
もしれません。これは私の持論ですので、それはそれで置いて、そういうふうなことを考え  
れば、今後広い意味で解釈し、このままではいけないんじゃないかと。今後町長がどうい  
うふうに考えておられるのか。所見をお伺いできたらと思っております。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

更新住宅の建て替え事業につきましては、事業制度の観点とか、それから地元への説明を  
してきた経緯などを踏まえて、この1年間余り、何らかの解決が図れないかということで検  
討を続けてまいりました。まだ解決に至っていないということは、本当に申し訳ないとい  
うふうに思っております。

これまでの経過や問題点は、これはかなりというか、整理されてきたというふうに私は理  
解しています。そういう意味で、議員ご質問の広義的な観点からもという意味で言えば、こ  
の件につきまして、やっぱり町の住宅政策の中で何とか解決できる方法がないかというこ  
とについて、今後もこれは総務常任委員会で執行部において、何らかの対策を講ずるよう  
に強く要望するという調査報告書でそういうふうに明記されておりますので、そういったこ  
とも踏まえまして、なおかつ広義的な捉え方ということも頭に置いて、今後その解決策につ  
いて検討してまいりたいというふうに思います。

なお、議員の皆様にもその都度ご相談もさせていただきたいというふうに思っておりま  
す。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）どうかそれはよろしく願いしておきます。お願いというか要望です。  
強く要望しておきます。報告書にもあったとおりでございます。重ねて強く強く要望して  
おきますので、町長、よろしく願います。

それとこの件については、同僚議員含めて、また違う角度からの一般質問があろうかと思  
います。その議論によっては、私も一応総務常任委員会の所管する事務でもあったとい  
うことで、今後の一般質問の議論の中で、ちょっと私も立ち位置というものを検討しなければ  
ならないんじゃないかと、そんなふうに自分は感じております。

以上で1項目め、議長、終わりました。次に。

○議長（岩本誠生君）次へ進んでください。

○6番(上地信男君) はい。

それでは、2項目めでございます。

今後の農業と環境問題についてというようなことで通告しております。毎年この時期になりますと、やはり周辺の水田では田植えが行われ、これからの気象条件等が気になるところでございます。毎年この時期には、「土佐天空の郷」米の作付面積をお聞きしております。昨年はずしか生産者が33名、「ヒノヒカリ」が12.44ヘクタール、そして「にこまる」が15.56ヘクタールで、全体で28ヘクタールとのことございました。現在把握している現状を前段でお伺いできたらと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(岩本誠生君) まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長(田岡明君) 6番、上地議員のご質問に対しまして、答弁をいたします。

令和5年度産のブランド米「土佐天空の郷」の作付の生産者数は34名で、内訳としましては、「ヒノヒカリ」が約12ヘクタール、「にこまる」が約16ヘクタールで合計28ヘクタールとなっております。合計面積につきましては前年と同面積であります。ここ数年は、高温障害に強いとされます「にこまる」を作付する生産者数や作付面積が増加している傾向となっております。

以上、答弁といたします。

○議長(岩本誠生君) 6番、上地信男君。

○6番(上地信男君) 作付面積は28ヘクタール、同等ということでお話をお伺いしました。当然どうしていつもお話をお伺いするかということになれば、根本にあるのは本山町ひと・しごと・まち創生総合戦略、この中できちんと34ヘクタールというような形で目標値を掲げております。

こういうふうな仕事のスタイルは当然いいことだと思います。それに近づけるように努力をそれぞれしておるんだろうと思います。当然28ヘクタールが34から下回っておりますが、これはいろいろな事情があるかと思えます。それはそれとして、行政である程度ブランド米の生産的なものを面積をうたい、しておれば、当然それぞれ農家さんが一生懸命努力して作っておりますが、やはり町で上げた目標値にするためには農家の方々を応援する必要がありますんじゃないかなと考えております。

それで、以前もこの議会の場で少し議論させていただきました。先ほど担当課長のほうから高温障害というようなことがございました。だんだんとそれぞれかなりすごい勢いで温度が上昇しております。夏、かなりの温度になり、そして秋の取り入れ時分にもまだかなりの温度でございます。やはりいろんな事で基本的に気温が上がっております、それぞれ。

そのときに一つ議論したいのが、高温障害に強い品種というのを何か検討しておりますかということ、以前は「きぬむすめ」というような品種を試行的に町内で栽培しておるといってお話をお伺いしました。さて、どうでしょう。担当課長を通して、何か試行的にこういう新たな品種、「にこまる」、「ヒノヒカリ」以外のものを前年に引き続いて何か試行的に

栽培しておるのか。現状把握しておればお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

ブランド米の作付面積につきまして、議員ご指摘のとおり、当初の計画面積に達していないという状況になっております。これにつきましては、平成26年から27年頃のピーク時には生産者数40名、約34ヘクタールの生産面積を管理しておりましたけれども、ここ5年ほどは生産者数が35名、作付面積が約28ヘクタールで推移をしております。現状、生産者数、生産面積を維持することが手いっぱいの状態となっております。新たな生産者の参入や面積を増加させることが今後の課題となっております。

そのような状況の中から令和4年度より、試験栽培として新たな品種として「きぬむすめ」という品種を試験栽培をさせていただいております。昨年収穫されましたこの「きぬむすめ」の精米につきましては、現在全国の米問屋さんのほうに配送させていただきまして、モニターによる食味テストを行っておるところであります。今後、ブランド化協議会のほうで米問屋さんのほうに今後また調査に出向いた際には、その評価でありますとか、この品種に対する評判、ご意見を聞いて、次年度以降のどうしていくかという方向性を考えていくということにしております。

なお、「きぬむすめ」につきましては、本年度、令和5年度も3協力農家さんのほうが継続して作付をさせていただいております。30アールの面積で引き続き試験栽培を展開中であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）ありがとうございました。

担当課長のほうから丁寧なご説明がありました。やはり農家のほうも高齢化も進み、だんだんと生産者も減ってきているというようなことで、一応行政も何らかの形で支援をしていただくということで今後お願いしたいと強く要望しておきます。

「きぬむすめ」については、「ヒノヒカリ」より若干上回る品種ということで、収穫量も上ではないかというようなことが報じられております。ただこれはいろいろな場所でやってみないと、果たして本山でその結果が得られるかというようなこともございますので、今後続けていろいろな形で試行錯誤していただけたらと考えております。

それとあと1点、先ほど少し品種改良というお話をさせていただきました。これは県の農業試験場、その辺で何か中山間に即したものがあれば、そういう検討がなされるのか、そういう情報がなかなか持っていなければ持っていないで結構なんです、やはり酒米で「吟の夢」というのがございます。これはたしか、いもち病というのに強いという品種改良されたものを今栽培されているんじゃないかなとお伺いしております。情報をお持ちであればお聞かせいただきたいんですが、何か高知県、そしてあるいはこの本山町に適したものを独自に何か作付けるようなものは計画されているのか。あればお伺いしたいんですが、なければ

この限りではありませんので、どうでしょう、情報はありますか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

この嶺北の米、ブランド米の取組につきましては、嶺北改良普及所のほうでも様々な実証等がされております。やはり課題となっておりますのは高温障害等、近年気温の上昇によって、米の質や量のほうの変化になっておりますので、それに対応した新たな品種ということで、先ほどご説明しましたその一つで「きぬむすめ」というものが一つチャレンジしてみろということで、現在実証がされておるところであります。

また、酒米のほうも近年、土佐酒造さん、桂月のほうでの取扱いが評価もこれのほうはされまして、かなり引き合いが出てきておるといふうに伺っておりまして、この酒米の品種についても様々な品種について現在それぞれの農家のほうで対応されておりますので、これも今後伸びていく要素があるんじゃないかというふうに期待をしております。

そのように県やJAと関係機関とも連携しながら、この地域に合った米、品種等また考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）突然ご質問して申し訳ございませんでした。やはりだんだん高温障害というのが出てきています。やはりいろいろな形で、町自体も新たな情報を得るような努力をしていただいて、この本山の地に合った稲作が営々と続くような政策を取っていただきたいと思っております。

それでは、次、②でございます。

さきの3月議会で地産地消のご質問をさせていただきました。今回は、安定した食糧需要とは別に環境負荷低減の観点から議論したいと考えております。

フードマイレージ、これは食料の産地と消費するところの距離をなるべく短くすることで、二酸化炭素の排出量を抑える考え方の指標の一つでございます。さて、フードマイレージというこの言葉、ご存じでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

農水省のほうでも昨今、推奨されておりますこのフードマイレージという取組ではありますが、これはイギリス発祥のフードマイルズ運動というような流れを受けて、これは輸送の距離掛ける食料の重さ、量を掛け合わせることによって、輸送料がたくさんかかっておる場合には、エネルギーを使って環境にも影響があるというような、そういう指標で使われるということで認識をしておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）今、担当課長のほうからご説明があったとおりでございます。当然、

以前お話ししたときには、自給率がカロリー計算でいったら38%の日本でございます。当然、海外からの輸入というものに頼っております。かなりの距離をもつての食品の原材料であったり、そういうふうなものの距離がかかっておるわけでございます。当然それには二酸化炭素の排出量もかなり出しておるわけでございます。

少し調べてみますと、我が国の食料の輸入というのは、これは大体かなりCO<sub>2</sub>を使っております。大体試算によりますと1,690万リットル、これがどうも輸入するものにかかっている二酸化炭素の量だというふうに推計されております。これは一つ人口で割りますと、大体1人頭130キロの二酸化炭素だそうでございます。130キロ、どのぐらいになるかということになれば、少し想像が付きません。二酸化炭素の1キロというのは、たしか500ミリリットルのペットボトルで1,000本というような量になるようでございます。

これをまた少し二酸化炭素を減らすということになれば、日常生活の中でどういうことになるかという、一つの目安が出ております。夏の間、冷房温度を27度から28度、これを設定すれば12年分、それから、毎日の1時間のテレビを見る時間を短縮すれば11年、そういうふうな試算が出ております。そうすると、2050年に脱炭素の目標を国も掲げました。当然わが町もいろいろなことで宣言もいたしております。

2050年ってすぐまいりますが、どうなんでしょう。以前は地産地消のお話をしましたが、地産地消もこういうふうな環境をもつて一つの数値化をして、今後やっていくというようなことを私は提案させていただきたいと思っております。小さな山間部の町でございますが、やはり当然町民を挙げてそういうふうなことに取り組むというのは、やはり今じゃないかなと私は思っております。町有車をハイブリッドにしたからという部分では決して効果が出ないかと思っております。

例えば次におつくりになる総合計画の中でも、地産地消と併せてCO<sub>2</sub>をこのぐらい減額するんだと、きちんとした目標値を掲げて計画をつくる、そういうことを試みてはどうでしょう。

町長、お考えがあればお伺いいたしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

先ほどご指摘があったフードマイレージの取組でございますけれども、日本は本当に食料は輸入に頼っているということで、先ほどご指摘があったとおり、非常な環境負荷という面では負荷をかけていると。エネルギーに対しての負荷がかかっているというのはもうそのとおりだというふうに思います。自給率を上げるということも非常に大事ですし、日本国内でも輸送距離を短くするという取組というのは非常に大事だろうと、その中の大事な部分が地産地消の取組だろうというふうに思います。

すみません。私も勉強不足でその数値として計算して出すということについて、またご指導もいただきたいと、勉強もしてみたいというふうに思いますが、本山町としては、この森

林の町でございますので、本山町が出す二酸化炭素と森林が吸収する二酸化炭素量というふうにとちょっと食料とは離れますけれども、見たときに、ゼロカーボンからマイナスカーボンで二酸化炭素の吸収は、どういったらいいですかね、排出量よりも吸収量がオーバーしているというのが本山町環境であるというのは私は認識はしております。

その中でやっぱり食料も含めて、本山町がそうだからいいというふうに私も思っていないので、本山町でも地産地消に取り組んでいくと。特に農産物だろうというふうに思いますが、そういったものについて、地産地消に積極的に取り組んでいくということについては、もうご指摘のとおりだというふうに私も思います。

○議長（岩本誠生君）質問者に申し上げます。

残り10分、持ち時間、整理をしてよろしくをお願いします。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）分かりました。

一つ目標値が可能であれば、定めてやる、今後はやはり必要なことではないかなと思っております。いずれ近い将来、交付税に算定もされる可能性もございます。一応目標値を掲げ、ある程度行っていく。そういうふうなことも必須に出てくるのではないかと思います。

それでは、次、大きな3項目め、さらなる子育て支援と教育行政について、少しお伺いをさせていただきます。

保育料無償化や保育、小学校、中学校の給食費の無償化、そして18歳までの医療費の無償化、その他中学生の制服の補助などを実施しております。将来を担う子どもたちへの子育て支援対策、施策です。これは他町村とも遜色はないと思います。

今後、学業への支援として、現在家庭で負担しているドリル代、こういうふうな教材費について助成するお考えはないのかお伺いしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）6番、上地議員のご質問に対し答弁を申し上げます。

教育行政の教材費の支援についてでございますが、教材費として漢字や算数などのドリル、ノート、美術・図工などの教材として負担している額といたしまして、小学校と中学校、また学年によって金額は違ってきますが、おおむね平均して年間1万円から1万5,000円を少し超える額が保護者の負担というふうになっております。支援についてでございますが、町の財政状況もあり、判断もしていかなければならないので、すぐに助成に向けての答弁とはなりません。

児童・生徒は1人1台タブレット端末を授業の中で学習に活用しております。すぐに負担の減にはならないかもしれませんが、ICT活用をさらに進めまして、学習アプリを活用して、教材をドリルとして活用することによって、そういった部分で少しでも経験にならないか、学校現場と協議を進めながら、そういった方向の研究もしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）年間1万円から1万5,000円というような具体的な数字を上げてのご答弁でございました。

当然子育てということの支援策、こういうふうなものにも支援する、そういうふうな町であっていいんじゃないかと私は強く思っておりますので、今後、町長はじめ、いろいろとご相談なさって対応をよろしく願いをいたします。

次、とまり木、れいほく教育魅力化・交流支援センターのことについて若干お話をお伺いします。

この施設も3年目を迎え、当初の目的に沿った運営ができているとは思いますが、指定管理者に示された管理業務の仕様書で、食事提供体制、施設内の秩序の維持、災害時の随時訓練等、様々な事項について一定の検証がなされているのか。その現状についてお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） 6番、上地議員のご質問にお答えします。

れいほく教育魅力化・交流支援センターの指定管理業務、管理運営等に関する指定管理について、若干前段触れさせていただきます。

一つ目としまして、センター利用に関する業務、それから施設及び設備に関する維持管理に関する業務、自主事業に関する業務、施設の管理運営に関して町長が特に認める業務となっております。ご質問にありました仕様書の中でということで、食事の提供のところですが、これまで通常アルバイトの方3名と別に寮生のバイトを雇用しておりましたが、令和5年5月からはその通常のバイトの方3名と別にシルバー人材センターのほうから2名の派遣をいただいて、食事の体制としては外部委託の形の業務提供に変更しております。

施設内の秩序のことですが、特にお話しするところではありますが、現在職員の体制としまして、ハウスマスターを法人のほうで現在2名雇用しております。それプラス本山町のほうで地域おこし協力隊ハウスマスターを1名雇用しました。3名体制となりまして、寮生の心身健康面を含めた指導に当たっているところです。

また、役割分担的のところですが、土佐町、本山町の法人理事なんですが、これが私、本山町でいう政策企画課長と土佐町の政策課の課長になるんですが、その2名が法人の事務局長と連携しながら、寮生に対して必要に応じては厳格な指導を行うなど、施設の秩序を図るため運営業務に努めております。

その他、災害時等の随時訓練なんですが、今年の4月末に火災訓練を行っております。嶺北消防の方を招いて、できることができました。今後、年間3回ほど訓練を実施できたらという計画で考えております。

検証での課題といいますか、細かいところなんですが、施設内の清掃業務とか日々のことはやっておりますが、周辺の草刈り等のほうがまだまだ不十分ということが確認されております。こちらのほうがまた今後、草刈り等の整備を行うよう依頼をしているところです。



以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

残りが2分になりましたので。

○6番（上地信男君）分かりました。

当然3年目を迎えました。周囲の環境整備、先ほど担当課長のほうから草刈りのお話も出ておりました。やはり業務の中には管理事務の中に入っておりますので、きちんとした管理の下、運営されているかしっかりと確認もお願いしたいと思っております。

少し早口になりますが、あと1点だけ。

やはり地域であのくらい高校生がおられるところはありません。いざとなったときの防災とか、そういうふうなこと、地域の一員として今後できることも一緒に行政のほうから働きかけて、何かできることを新しくつくっていただける、そういうふうな施設であってほしいと私は強く要望しておきます。

それでは、準備しておりました私の一般質問、これで全て終わります。

ちょうど梅雨になりました。5年前、かなり大雨が降りました。6月28日から……

○議長（岩本誠生君）もう時間です。

○6番（上地信男君）もう終わりですか。

○議長（岩本誠生君）はい。

○6番（上地信男君）申し訳ございません。それでは、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）以上をもって、6番、上地信男君の一般質問を終わります。

それでは、一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君） 2番、川村太志君の一般質問を許します。

2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）議長のお許しをいただきましたので、2番、川村太志、一般質問をさせていただきます。

今回は、防災対策について、消防団員の確保について、そして安全対策について、以上3点、事前に通告いたしております。

それでは、順次質問に入りたいと思います。

まず、1点目でございます。

防災対策についてでございます。

最近、石川県や千葉県、また北海道、九州など全国各地で震度5強等の地震が頻発しております。今後、高い確率で起こると言われている南海トラフ地震にも備えておかないといけないと思っております。

地震など災害発生時及び被災後の町民の生活を維持、確保するために町内各地域に存在する公民館など、避難所的な役割を果たす建物の耐震化の現状をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）2番、川村議員の一般質問にお答えします。

避難所の耐震化ということで、特に各地区の集会所等でございます。避難所につきましては、各地区の集会所や公共施設、それから学校施設など地域防災計画の中で指定をしております。集会所につきましては、議員ご指摘のとおり、老朽化等に伴い耐震化の必要な施設もでございます。現在、地区からの要望もいただいております、計画的に建て替えを進めていくところでございます。具体的につきましては、担当課のほうより答弁をいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）2番、川村議員のご質問にお答えいたします。

町長からもありましたけれども、現在、指定避難所は29か所、町内にありまして、うち集会所、公民館が17か所ございます。耐震化の取組はできておりませんが、古くなった集会所、公民館につきましては、地域からの要望もあって計画的に建て替えの作業を今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございます。

耐震化されていない建物については、地域住民の不安を払拭するためにも、今後早急に取り組んでいただいて、防災、地震に備えていただきたいと思います。

また、例えばでございますけれども、耐震化ができていない公共的な役割を担う建物の一つとして商工会館等がございます。商工会館は昭和48年に建てられ、築50年になります。災害時、商工会は地域の事業者の事業継続を支援する責務があります。その商工会自体が被災し、業務不能となることは避けなければならないと思います。新庁舎が新しくなり行政機能が集約され、それに伴い、現在使用されていない建物に商工会を移したりとか、有効活用することも今後検討していかなければいけないのではないかと思いますので、考えをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

今ご指摘のありました商工会館につきましては、昭和48年ということで、お話も私も伺っております。いろんなこと、方法も商工会の皆さんと一緒に論議していかないと、こちらがこうしたらいいとか、なかなか今のところ方針がございませんけれども、やはり一緒になって検討していかなければならないことがあろうかと思っておりますので、今後、商工会とは連携を密にしていきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございます。

今後検討していくということで、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、災害時における関係機関との協定は、迅速かつ効果的な対応と復興に貢献し、回復の向上につながると思います。被災時の食料面におけるの量販店等との協定、また、町内の交通網が寸断された場合における、建設業などの復旧に向けた協定、その他関係機関との協定の状況をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため暫時休憩します。

休憩 14：21

再開 14：21

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料の配付が終わったようですので、答弁を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）2番、川村議員のご質問にお答えいたします。

協定の状況ですけれども、今お手元のほうに、これまでの協定の一覧表を配付させていただいております。全部で23あるわけですけれども、そのうち11番目の四国電力の関係につきましても、直近ナンバー22で新たに協定を再見直しをして結んでおります。ご確認いただければ、建設業の関係でありますとか、質問にもありました食料品の物資の提供につきましても町内、そして町外、近隣の町村、そして遠くは北海道浦臼町との災害時の相互支援の協定も結んでおるといところで、こういったものも結んで、万一のときには備えておるとい状況であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本誠生君）2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございます。

国・県をはじめ、防災機関との連携強化により、被災後の復旧に向けた早急な対応に努めていかなければならないと思いますので、今後も協定等よろしくお願ひいたします。

次の項目に進ませていただきます。

○議長（岩本誠生君）はい。どうぞ移ってください。

○2番（川村太志君）次、消防団員の確保についてでございます。

消防団員の皆様は、ほかの本業を持ちながら、自らの地域を守るという精神に基づき、消防団活動にご尽力いただいております。昼夜を問わず町民の命と安全を守っていただいている消防団は、町民の頼りになる存在です。

最近の地震の頻発、台風、集中豪雨、線状降水帯等、防災面において、特に消防団に依頼する状況が今後予想されます。消防団の地域における役割がますます重要になってくると思います。

しかし、近年、全国的な傾向として、団員の減少が課題となっております。本町としても団員確保に向けた取組が大事だと思われまますが、現状での対応をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）2番、川村太志議員の質問に答弁をしたいと思います。

消防団は消防組織法に基づいて、それぞれの市町村に設置される消防機関であります。消防組織法第6条では、市町村の消防に関する責任が定められておりまして、同法第7条では、市町村の消防は条例で市町村長が管理するということになっております。

議員のご指摘のとおり、消防団の活動につきましては、消火活動だけではなくて、地域における消防組織のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着をして住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っていただいております。

本山町の消防団は、団本部と六つの分団で構成をされておまして、構成人員は220人の定員が規則で定められております。現在の構成団員数は172名で、定数を48名下回っております。現状の団員確保につきましては、地域に密接に関係する各団員、そして各分団の頼りで、町としてもあらゆる広報紙や資料をもってその勧誘、採用の方策の手だてをしておりますけれども、十分な人の確保には至っていないのが現状であります。引き続き各分団と連携をした取組を進めていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございます。

消防団の役割は消防だけでなく、近年は災害が多様化、大規模化しており、もしものときに頼りになるのが消防団。消防団の基本団員としての活動は難しいが、大規模災害のときには力になりたいと考えている方もいると思います。こうした方々の参加を促すために、大規模災害団員という制度を導入する市町村もあるようです。

大規模災害団員とは、大規模災害のときに活動を限定した団員で、時間の縛りを解いて大規模災害のみ活動する。内容の縛りを解いて、得意技を生かして災害支援ができるようにすることで、消防団やその活動に関わろうとしていても、時間の縛りや内容の縛りで参加できなかった人が消防団活動に参加できるようになります。これまで消防団に入れなかった方々の入り口になり、いざというときの災害対応力の底上げにつながる可能性があるのではないかと思うのですが、こうした制度について本町の考えをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）川村議員のご質問でありますけれども、非常に前向きな提案で参考になる事案だと思います。団員数の減少によって、なかなか地域の分団も活動が制約されたり、いざというときには初動にも間に合わなかったりするケースもございます。中にありました正規の団員ではなくて、そのときに緊急時に配備をするという団員の確保も、工夫をした取組の中で進めていかなければならないと思っております。

また、町の職員も団員としておりますけれども、現在は地域おこし協力隊でこちらに赴任をされて、消防活動にも参加しようという、そういった方もおいでますし、今後ありとあらゆる形で真っ先に消火活動等ができる体制、あるいは災害の万一のときの、いち早く対応できる体制をあらゆる方向で考えていかなければならないというところでは、川村議員のご

指摘のとおりだと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございます。

また、消防署OBや消防団OB、そしてまた防災士等を中心として、災害時の対応を検討していく必要があるのではないかというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

また、団員の確保ですけれども、時代も変わって、新しい時代になってきております。運営の在り方について検討していくことも必要だと思えます。一般団員等からアンケートを取るなどし、問題点や課題の把握は入団促進の取組につながると思うので、実施してほしいと思いますが、お考えをお聞きます。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）現場の声、そして団員の声を聞くという取組は非常に重要だと思います。前向きな提案として受け入れて、今後活用していきたいと考えます。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございます。

ぜひ実施していただきたいと思えます。

最後に3点目、質問します。

○議長（岩本誠生君）はい。3点目、どうぞ。

○2番（川村太志君）安全対策についてでございます。

旧吉野中学校跡の汗見川沿いの消防道の役割を果たしている場所について現状を確認しますと、大型土のうで一時的な補修をした状態のままです。消防活動においては、近くに防火水槽がなく、被火災時の水利の役割を果たす場所でもございます。また、夏場におきましては、遊泳客も利用している場所であるため、地域住民及び利用者からは、危険な状態のままであるので、早急な対応を望む声を聞きます。長い間、現状のままの状態ですけれども、どのように町として捉えているのか、対応をお聞かせください。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）2番、川村議員の一般質問について答弁をさせていただきます。

当場所につきましては、最上流部のところが破損しており、応急処置として、おっしゃるとおり土のうを設置している状態です。現在は進入禁止で、遊泳場としての活用もされていません。

水利の問題につきましては、自転車屋さんのところからポンプを下ろせるような造りしておりますので、そちらのほうも使えるようになってはおります。

しかしながら、被災後、数年たっておりまして、すぐ近くの道路や護岸への影響も大変心配されておりますところですので。そのため、調査しまして何らかの方法で対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）分かりました。

結構本当にあそこは長い間、土のうを積みっ放しで、現在、土のうの頭の部分が開きまして、土が出てきている状態になっております。また、洪水等もその間発生しておりまして、コンクリの中の部分の土の状態等も分からない状況であります。もし、消防車等が乗り入れて落ちた場合には、火災の消火どころの話にはならなくなると思いますので、早急な対応をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（岩本誠生君）それでは、これをもって、2番、川村太志君の一般質問を終わります。

それでは、ここで10分間休憩を取ります。

暫時休憩します。

休憩 14:35

再開 14:47

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）一般質問を続けます。

4番、松繁美和さんの一般質問を許します。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）それでは、議長のご指名をいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、図書館の設置についての課題であります。

現在、本山町のさくら図書室は公民館図書室として、公民館活動としての位置づけになっておりますが、いわゆる図書館との相違点についてお示しをいただきたい。

また、図書室であることによって、利用者には不利益が生じている点があるか、ないかについてもお示しをお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）ただいまの質問に対して答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）4番、松繁議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

図書館、公民館図書室の相違点についてでございますが、図書館は教育基本法第12条2項で「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に

努めなければならない。」となっております、社会教育法によって別途図書館法は定めるとされております。この図書館法において図書館が位置づけられておりますが、地方公共団体が設置するものをいうというふうになっております。

公民館図書室は、社会教育法第22条1項第3号に基づき、同法第24条に基づいて公民館に設置される図書室のことをいいます。

相違点につきましては、具体的に詳細までは比較しての検討ができておりません。

確認ができている相違点につきましては、図書館であれば、図書館同士での図書館資料の相互貸借、本であるとか資料であるとか、そういったものはできますが、公民館図書室と県外公立図書館との本などの貸借はできない場合があるというふうに聞いております。これは高知県内ではできますので、高知県内ではございません。そういった不利な状況が、年間数件あるというふうに聞いております。

あと、図書館での職員の配置では、市町村立図書館は館長として、その職責に鑑み、図書館サービス、その他図書館の運営及び行政に必要な知識、経験とともに、司書となる資格を有するものを任命することが望ましいとされております。職員の位置づけにつきましては、二つでは若干相違点がございます。

あと、要件がありまして、これは一つ一つ詳しく、あるいは分析はできておりませんが、図書館は営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録、その他の資料を用いて著作物を複製をすることができるということで、これは著作権法のほうにございますが、そういったことが若干できるというふうに聞いております。

相違点につきましては、以上の内容の把握のみとなります。十分に精査をしておりませんので、今後その相違点につきましては、専門家、ちょうど今、高知等の図書の専門家等との協議の機会もありますので、十分に違い等の精査もしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）若干の法の違いがある、しかし、中身についてはあまり変わらないのではないかという認識を持ちました。職員の配置についても、特にこの職種を置かなければならないということでもなかったように思います。

それで、そのことについて順に展開をしていきたいと思っておりますけれども、少し、じゃ、この図書館とか、図書室でもいいですけれども、この図書の役割というものを、どういう役割を担っているかという点についてちょっとお話を進めながら、最終的に、私は、この図書館を設置するのが望ましいのではないかという展開をさせていただきますが、その前に、憲法、教育基本法の観点からお話をさせていただきたいと思っております。

憲法は国の最高法規であり、憲法に反する全ての法律、地方自治体、これの条例、規則は効力を有しないということになっています。そのために、この日本国憲法が施行された時期に合わせて多くの法律が、その憲法理念に適合するよう制御されてまいりました。

先ほど教育長が触れました、その重要な法律の一つに、教育基本法がございます。その立法の精神として前文に掲げられましたのが、次に紹介する文章です。「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」、少し中略しますが、「個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。」、このように憲法の理念を具体的を実現するためには、教育が重要であると、この認識を示したものです。

そこで、憲法、教育基本法の観点から、図書館の役割についての教育長の見解をお示しく下さい。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）自席でお答えします。

憲法につきましては、議員おっしゃられたとおりでございます。日本国憲法では、第25条、国民は、文化的な潤いのある生活を営む権利を有するとなっております。そして、その精神に則り教育基本法が定められております。

教育基本法では、第12条「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」と示されております。また同じ2項で、地方公共団体は、図書館、公民館、その他の社会教育施設の設置、学習の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならないというふうになっております。

私は、図書館の果たす役割につきましては、前段にも申し上げましたが、学習の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって社会教育の振興を果たす施設であるというふうに考えております。記録資料の保存、積み重ねによる世代間を通しての文化の継承、住民の自己教育に資するとともに、情報を入手し、芸術や文化を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場であると考えております。地域の教育文化の施設であり、住民生活と深く関わりがある施設であるというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

いかに図書館の存在が地域の暮らしにとって大事なことかということが、教育長からもお示しをいただきました。

そこで、本山町の振興計画には、この図書館設置というものがうたわれているというふうに私は承知をしておりますが、その計画ができていない理由についてお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）自席でお答えします。

本山町振興計画の中に図書館の設置の計画の記載がありまして、その計画が実現できていない理由についてでございますが、図書館整備につきまして、振興計画のほうに記載がございまして、それまでは図書館の整備というふうになって、平成12年までは図書館の整備



になっておりますが、平成12年以降は名誉町民の顕彰、町立図書館、埋蔵文化財等を併せた形の総合的、あるいは複合的な施設整備の計画というふうに、平成12年から振興計画では記載をされているところでございます。

これまで計画が実施できなかった要因としましては、やはり財政的などころもありまして、町全体の事業との調整、こういったところも関係があったというふうに思っております。

また、複合的な施設になると、事業費のこともそうですが、計画をする場所、あるいは施設の方針、そういったものが十分に検討が必要となりますが、具体的にこれまで検討がされていなかったことで、複合的な、あるいは総合的な施設での計画もできていなかったし、その計画の中で、どういうふうにしていくのかというのが判断できる材料もなかったというようなどころもございまして、計画にはございますが、これまでできていなかったというふうなことで分析をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）図書館の設置というのは、私は箱物ではないというふうに思って、今、この質問に立っております。

少し本山町の図書室、あるいは図書館、最初、図書館がありました。ちょっと本山町史から引いてみました。大正時代から、今、一区のコミュニティセンターですが、片岡館のところに図書館のようなものがあつたようですが、正式に昭和5年、町立図書館が16坪、洋館2階建て、この建物を記憶している人、多少おるかと思いますが、今の小学校の前の、昔はあそこは体育館がございましたが、その少し東側のほうに建物があつたと思います。

当時、三百数冊程度、それで、そのときから県立図書館の巡回文庫、これを使いながらスタートした。これは県下でも、まだ五つぐらいしかなかったというふうなトップクラスの図書館ができております。そしてその2年後、昭和7年には、当初300が、もう3,500冊まで増え、そして年間の貸出し数は1万数千冊というふうに利用が進み、そして昭和8年には、文部省からの表彰を受けております。そういった、本山には、文化のまち本山といわれも、ここからも私は言えると思います。

そして、残念なことにこの間に戦争があります。戦時中には軍の仮庁舎になっております、あの建物が。そしてその後、戦後、学校の編制とかあつて、高校だとか、いろんな学校を造る仮校舎と使われて、そして戦争で随分蔵書もなくなったというふうに聞いておりますが、昭和26年です、先ほど教育長が公民館の役割も言われましたが、教育基本法、そして私も言いましたが、憲法に基づいた教育基本法ができて、そして社会教育の大切さが大事で、公民館を設置しなければならない時期が来ました。その際、図書館が公民館の中に入り、逆にここで図書室になったわけです。

そういう歴史を経て、そして昭和47年に移転をしたのが、この間まで議会をしておつた、私たちが公民館と呼んでいるあの建物です。あそこに移転したわけですが、ただ、図書室のまま、公民館も当初はあそこにありましたので、公民館の中の図書室ということですと今

に至っていると、昭和47年から今の状況ということになるかと思えます。

建物はそれで来ましたが、最初に申し上げました、私、箱物が問題ではないというふうに思っておりまして、図書館を利用される方が、先ほど教育長が大原文学館や埋蔵文化財なんかと一体の施設を検討する中で、図書館をどうするかということになってきたので、少しそれが先送りになったという説明ございましたけれども、その際に、さくら図書室では利用者の皆さんからアンケートを取っております、どんなふうなのがいいかと。そうすると、さらに充実した発展、やはり図書館が望まれるというような希望がアンケートに書かれておりました。

その時期が、今、来ているのではないのでしょうか。施設そのもの、あの図書室で図書館になるのかというようなことが言われるかもしれませんが、内容的には遜色がないと、先ほどの図書室と図書館の違いでも、大した相違はなかったというふうに思えます。条例を制定すれば、本山町さくら図書室をさくら図書館とすることができます。これは大した経費が要らずにできるのではないのでしょうか。本当にまだまだ施設には不備はあるかもしれませんが。立派な箱物を建てなくても、サービスの実態、利用者の利便性を考えると、図書館としての質を十分に果たしている、さらに向上を図る、そのために図書館というふうにするというやり方ができると思えますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）本山町の図書館、そして現在までの流れにつきましては詳しく説明いただきました。そのとおりであると思えます。

さくら図書室の運営が、現在のように皆さんに使っていただく、活発になったのが、具体的に平成22年頃から人を配置、担当者を、その前からもそうなんですけれども、具体的に運営ができ出したのが平成22年頃であったというふうに思っております。貸出しサービス、県内の図書との連携、地域内施設との連携、あるいは図書室だより、情報発信、本の企画展示、いろんな事業を展開していただいております、図書を通じた潤いと文化に親しまちづくりに結びついているということで、議員もおっしゃっていただきましたが、公民館図書室ですが、他の図書館と業務内容や機能には、貸出し数も、人口比で見るとほとんど差ができていない、あるいは貸出し数についてはこちらのほうが伸びしていると、そういった展開を見ますと、差がない業務、あるいは生き生きとした業務ができているというふうに考えているところでございます。

あと、図書館の条例でというところなんです、そのことにつきましては、公民館図書室、そして図書館について、以前、図書館がありましたし、振興計画のほうでもお示ししているところなんです、この整理につきましては、もう少し両方の制度も見ながら、どういったタイミングでしていくのか、あるいは今のあの施設だからできないというようなことは今判断ができませんが、そういったところもちょっと検討もしまして、図書機能が充実していくような形を町のほうでも検討して判断をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生君） 4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ぜひ検討してください。法的には可能というふうに私は見ております。

お隣の土佐町の図書館、あそこは図書館です。まず、行って見てきてもらったらいと思いますが、本山のさくら図書室とどこが違うのだということから、住民の皆さんも、公民館図書室と、いわゆる図書館との違いを分かっていない方がきっと多くて、本山も図書館だろうなど思っている人も多いと思いますが、しかし、最初に言ったように、少しそのコピーができないとか、それから図書館同士の貸し借りができないとか、いろいろ制約はあります。そういう意味では、そんなに難しいことではなくできることですので、ぜひ時間を置かずに検討していただきたいと。していただきたいではないです、するべきだと思います。図書館の件については以上で終わります。

議長、次の課題へ。

○議長（岩本誠生君）はい、次へ進んでください。

○4番（松繁美和君）地域防災計画の策定に関わってでございます。

今、だんだんの同僚議員も地域防災については大変大きな関心を持っているところだし、特に本山町は、これから夏にかけての本当に防災計画も含めた防災活動は、大事な時期だというふうに思っております。

本山町地域防災計画、今ある防災計画を見ますと、「地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、本山町防災会議の委員の任命等、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。」、こう書かれてあります。女性の意見を反映させる手立てをどのように行っているか、現状についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）4番、松繁議員のご質問にお答えいたします。

地域防災計画につきましては、平成27年度に改定をされて以来、国・県の法改正による文言の訂正はあったものの、抜本的な見直しができているのが現状であります。本年度予算を獲得し、改定作業を進めていく準備をしているところであります。

現在の地域防災計画についてのご質問だと思いますけれども、この中に女性の意見というところでは、防災会議という会議によって、この計画を作成するわけですが、委員の中で女性の方は、婦人会の方が1名参画をされておりますけれども、あとは男性の方で構成をされております。具体的な女性の方の意見が盛り込まれたという内容が十分でないところもあると思いますけれども、現在の計画はそういう形での作成がされておるところであります。

今後の改定作業に当たりましては、広く女性の方のご意見も受けて計画を作成していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）現状をお伺いいたしました。その総務課長の答弁、これを頭に置きまして、次へ進めていきます。

この間、大変日本列島で大きな災害が発生をしまいいりました。その検証、いろんな書籍を見ますと、やはり女性や高齢者も含めて、あるいは子育て中だとかいうことも含めて、女性の視点が欠けていたとの教訓が多く語られております。こうした教訓につきまして、どういった対策が必要か見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）松繁議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、あらゆる災害の中での教訓があったと思います。それがどういったものであるかによって対策も変わってこようと思えますけれども、この各地で発生した災害に当たっては、当然女性の方、高齢者の方もおいでるわけで、そういった方の声とか、こうしたらいいとかいう部分については、その都度都度、文献とかニュースとかで拝見しております。そういったことが、今後でき得る対策、計画の作成に反映できればというふうには思いつつ、考えておるところであります。

十分でないかもしれませんが、お答えにしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）松繁議員がおっしゃられるところで、一番、避難所運営なんかが顕著なところだと思います。住民生活課、健康福祉課は避難所運営に携わることになっておりますが、特に地震災害なんかは一次避難から二次避難をやって、長期的な避難所生活を行う上で、特に女性の視点が足らなかったというような、全国の大きな災害では一番言われているところでもあります。

本山町においても、男女を分けるということがなかなか避難所では、例えば体育館であるとかいうところでは、新たな物資では個別テントを買う、構えるとか、それから段ボールのベッドを構えるとか、分担する備品を構えるとかいうところで順次対応を考えているところですが、一番は、その起こることに対する、復旧に対することは男女はないんですが、その避難所の運営とかいうところでは、より女性の意見を取り入れる、子どもや高齢者のことを配慮する。それから備蓄する備品についても、特にそういうことに配慮するとかいうことは、一番最初に取り組むべき内容だと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。女性の視点は大事だということを確認をさせていただきました。

そして、通告にあります、次の本山町の地域防災計画の内容と委員の構成について問うというふうにありましたが、最初の総務課長の答弁で大体のところを分かりました。この委員について、私も昨年の議会から町の策定、いろんな委員会の委員の男女比率を聞きましたが、そのときも、二十数名おるこの委員の中で、そのときには女性が2名となっていました。

今は1名になっているということが今分かりましたけれども、それで、一番私が、やっぱりその災害時というのは、突然災害は起こりますけれども、じゃ、災害が今起こったから、それに、よし、やれというのではできない。やっぱり日常のつながり、日常から非日常をどう備えるか、こういうことだというふうに思っております。

平時と非常時は連続しているということです。それは当然ことですが、東日本大震災の現状からも、それは言われており、その背景には、日常の中の可視的、あるいは不可視的な男女格差があるというふうに思います。というふうに分析もされています。やっぱり日常的な問題ですので、平常時に見えなかった諸問題、災害時にはその覆いが取り払われて、白日の下にさらされることになる。やっぱり緊急時だからということで、なかなか、より男女格差みたいなものが避難所運営においても出てきます。災害時のリスクを軽減するには、災害時の対応のみならず平常時の諸問題を解消する、ジェンダー問題ですね、これが求められているのではないかと考えております。

ここで、東日本大震災の事例を一つ紹介をさせていただきます。石巻市を拠点とする石巻復興支援ネットワーク「やっぺす」、やりましょうという宮城のほうの言葉のようですが、このメンバーは、復興は誰かに任せるのではなく、市民である私たち自身の手で実現しようと、子育て期の女性が中心となって活動を始め、女性のビジネス支援、子育て支援、復興支援が重なり合い、そして活動を続ける中で、支援を受ける側がやがて支援する側に回っていくなど、好循環を生み出したという報告がされています。

男女共同参画、その他多様な視点を取り入れるためには、取り入れると防災計画に書いておりますが、女性部会、この設置が必要ではないかというふうに私は考えております。また、そういう意味からも、女性の活躍推進法に基づく男女共同参画計画、この策定が必要ではないか、見解を問います。以前にこの話をしたときに、既に本山には男女共同参画のようなもの、ようなものというのは失礼ですね、あるとお伺いしましたが、もう随分時代は変わっております。つくり直す必要があるだろうし、そうする中で、そこの策定委員会の中で、この防災のことを話してもいいし、改めて、それができないまでも、この地域防災計画をこれから策定するというふうに総務課長からお伺いしましたが、その中に女性だけが集まって意見を出していく部会を設置する、これはそんなに難しくなくできることではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

多様な視点に配慮した防災計画を進めるということは議員と同感でございます。改定作業にも当たってまいりますけれども、女性部会も含めましたそれぞれの部会というのは、今、設置をするということを決定しておるわけではございませんけれども、女性の視点等、多様な視点を取り入れた地域防災計画になるように、この改定作業には当たっていかなくてはならないというふうに思います。

男女共同参画社会基本法に基づく計画策定につきましては、市町村の努力義務というこ

とになっておりますけれども、本町では、先ほどご指摘がございましたけれども、平成16年に住民の皆様15名からなる男女共同参画プラン策定委員によりまして、本山男女、「男女」と書いて「ともに」という読みにしておりますけれども、輝く21世紀プランというものを策定しております。家庭や学校、教育、職場や地域など、あらゆる場面においてお互いに認め合い、対等な立場で参画し、責任を分かち合いましょうということで、自分らしさを大切に、ともに輝くという目標、これはもう今も重要でありまして、生きているものだというふうには思います。

ただ、一方では、策定後から約18年が経過しております。それから、国のほうでも第5次の男女共同参画の基本計画が、令和2年12月でございますけれども、策定されておりますが、この間、東日本大震災、今ご指摘がありました、その経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点から防災、復興対策、ノウハウを施策に活用なども、基本計画に示されております。時代の変化と多様な課題について、男女共同参画の視点からも議論が進み、基本計画が示されたということだろうというふうに私は読んだところで。

そうした点で、本町の計画も見直し作業がやはり必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。具体的なスケジュールは現在のところございませんが、今後検討してまいりたいというふうに存じます。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）すみません、町長の補足をさせていただきたいと思います。

防災計画の委員の構成という点で、もう質問をされないと言われましたけれども、せっかく準備をしていますので、ちょっと言わせてもらいたいと思います。

計画の作成に当たっては、災害対策基本法の規定に基づいて、本山町防災会議で行うということになっております。委員の構成は、町・県関係機関、警察の庁署長、嶺北消防、病院、消防団、防災アドバイザー、婦人会など24団体で構成されておまして、現在の構成を見ますと、女性の方は2名で構成をするということになっておりますので、付け加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

町長が述べた、ともにつくる、男女ともにという、その今でも生きているというふうには言われましたが、生きているのであれば、それを活用した何か男女共同参画の事業が行われているかどうかという点に、私はちょっと不満を持っております。

といいますのは、男女共同参画に関する予算、これが担当職員が県の会議に行ったときの駐車場代だけでしたね、そういうふうにお答えを以前いただきました。担当職員が行って駐車場代を払って帰ってくるだけで、しかも、男女共同参画の事業は一切していないということであれば、私はむしろ、その駐車場代ももったいないと思いますね。行った以上は、それをどう本山町で広めるか、そして、せっかくお金をかけてつくったリーフレット、まだたく

さんございますね。それが生きているなら、それを十分活用するということが大事ではないでしょうか。その点について、重ねて答弁お願いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）もうご指摘のとおりだというふうに思います。改めて、この21世紀プラン、この策定した経過も認識した上で、男女共同参画の取組、どういうふうな取組をしていくのかについては、また庁議等でも検討をしなくちゃならないと思いますけれども、やはり生きているのなら生かさなくちゃならないと、命が入っていないじゃないかというご指摘だろうと思います。そういう意味では、命を入れていきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）それでは、この地域防災計画というか、男女共同参画問題でありましたけれども、この課題を終わらして、次へ、議長、よろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生君）はい、どうぞ進んでください。

○4番（松繁美和君）それでは、国民健康保険制度の関連についての質問であります。

最初に、この国保税の問題も、この間、私も少し質問もしてまいりましたが、やはり国保税の上昇を抑えるには、健康づくりが大事だという答弁を以前にいただきました。それから見まして、健診や予防などの日頃からの健康づくりが必要と、私も同じ認識を持ったところ です。

そこで、本町における健康診断、予防医療、健康教育及び健康保持のための施策の実施状況と、その成果と評価についてお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）4番、松繁美和議員の質問に対し、答弁をさせていただきます。

議員のご発言のとおり、私自身も、住民の一人一人が地域医療健診やがん検診など、自分の健康状態を管理すること、また予防についても、ミニデイの運動や健康教室など、健康対策の知識を持つことが重要であると考えております。

これまでの成果、評価についてですが、この間、嶺北中央病院と連携をいたしまして、先ほどもちょっと触れました地域医療健診、それとその結果報告会を一連の流れで対応することにより、健診だけでなく保健指導も絡め対応しておりますし、また、結果報告会に来られていない方についても、健康相談、個別保健指導など、別途対応をしてまいりました。

予防につきましては、ミニデイや健康教室による日頃の健康づくりに関する啓発を行い、比較的軽度な状態での医療受診を推進してきました。

しかしながら、過去3年間におきましては、コロナ感染拡大の影響もあり事業や回数の縮小も余儀なくされ、また、参加者の高齢化等の状況もあり、事業参加者も減少しているというのが状況でございます。

今後につきましては、嶺北中央病院をはじめ、他機関との連携を継続し、住民全員の健康づくりに向けた取組を工夫していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

そうしますと、今の現状をお伺いいたしました。もちろん今この3年間のコロナの中で十分なことができなかったとは思っておりますが、しかし、現状を聞いた際に、もう既に今後対策をしていきたいというようなことを答弁いただきましたけれども、通告書にあります2、3、4を、ちょっと関連しておりますので、続けて私のほうで質問をさせていただきます。

まず、町民の健康増進のためのさらなる取組が必要ではないかということでは、今後の具体的な対策について、今後取り組んでいきたいではなくて、どういうふうに取り組んでいくかということをお伺いしたいと思います。

そして、お話にもありました地域のミニデイや健康づくりの推進員さんがおったり、あるいは食生活改善推進委員さんなど百歳体操の担い手など、これが多くが女性となっております。私はこの分野では、むしろ男性の参加が必要と考えております。これの対策も要るのではないかと。健康診断を受ける年代が40代、50代の男性が最も少ないという報道もされております。そういうことから、少しそういった男性への、こういった社会参加が必要ではないかと。これも昨年、町のいろんな委員の男女の割合を聞きましたら、今、私が読み上げました委員会だけは圧倒的に女性が多かったわけです。つまりは、これが何を裏返すかということ、健康づくりためには大変すばらしいことではあります、結局この担い手を女性に押しつけている一面もあるのではないかとというふうに私は考えております。

それと、あとはちょっと細かなところなんですけれども、いわゆる健康遊具ですね、背伸ばしベンチだとか踏み板ストレッチ、今、既存の公園に少し工夫をすれば、鉄棒などでストレッチをすとかいうようなこともできますけれども、健康遊具として既に開発されているものもあります。そういったものを公園とか、あるいはちょっとした公有地の置ける場所にちょこっと置いておくとかいうようなことで、そんなことを日頃から目に見える健康づくりというか、これは健康のために設置されたのよねと、じゃ、ちょっと散歩したついでにやってみようかというふうな、そういう啓発活動も、私は大事ではないかというふうに思いますし、すみません、2、3、4と言いましたが、もう一つ、5番目の、いわゆるこの健康づくりの、今先ほど本山町はこんな健康診断をやっています、こんな病院ではがん教育をやっていますよ、糖尿病教室をやっていますよといったこと、あるいは、ここの公園に行ったら、こういうのを踏んだら足腰が強くなるとか、膝の筋力がつきますみたいな、簡単な分かりやすい小冊子のこの作成なども有効だと思います。こういったことも含めて、今後の健康づくりについての見解をお聞かせください。

○議長（岩本誠生君） 住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）簡単なことからというご発言がありましたが、僕らはあまり簡単じゃないことから。



高知県では、国保税の抑制という1番の質問内容ですが、その分析をするために、高知県版データヘルス計画を今年度実施します。その予算は3,000万ぐらいなんですけど、市町村の、県全体の医療費の抑制効果を見込まれる取組としていろいろな分析をします。その分析は、松繁議員が言ったように食生活や生活習慣、健康状態、社会的要因や生活環境の要因、それから患者の要因では、受診率や病床の構造であるとか、医療の提供体制の分析とかいうところで分析をしたもので、その県で分析したデータを市町村が持っているデータヘルス計画、市町村の持っているデータヘルス計画というのはどういうものかということ、市町村で受けた個人の特定健診のデータであるとか、レセプトデータで個々の指導が必要なところを分析するのが市町村のデータヘルス計画ですが、それと一体化をもって、高知県全体の医療費の抑制につながることを県が分析するようになっております。

それから、町では何かしていないかということでは、健康福祉課さんに保健師さんがおりますが、なかなか多忙であるということから、国保単独で糖尿病性腎症重症化予防事業というのを今年110万円ぐらいお金をかけて独自でやっております。そのプログラムは1と2があって、1では治療中断者に対する、10件ぐらいを想定しているんですが、専門医が電話を3回かけるとか、病院行きゆうけれども、たいそうなってやめたというような、もう俺は治ったんじやという人に対しても電話をかける。もうちょっと重症化している人には、プログラム2として、これは5件ぐらいなんですけど、指導の資料を送るとか、逆に面談も行う。それから専門家が電話を、行きやせんとかかけるとかいうふうなこともやりながら、医療費抑制と健康、医療費増大の抑制を図るとかいう取組は町でするようにしております。

国保の被保険者は75歳までで、大石なんかでいっても農業の一番の担い手は75歳ぐらいになっているので、みんなが元気であるということは生産能力の低下にもつながることがあるので、そういうことにも努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

それで、私が一つ提案をした、小冊子のようなものの作成なんですけど、以前、健康カレンダーというのがあったように思いますが、それがまた今計画、今もあるのかな、ちょっとすみません、私、ないように思うんですが、それで月めくりもあつたり、町のお知らせもあつたりして、この日までに税金を納めましょうみたいなのもあつたのかもしれませんが、1枚のときもありました。そういう1枚のカレンダーには、それこそちょっとした健康体操のやり方の写真がついたのがあつたりとか、ですので、確かにいろんな健康診断のお知らせ、あるいは糖尿病教室のお知らせなどは行政連絡や、あるいは区長便で回ってきますけれども、そういうまとまったものが一つあれば、もうちょっと皆さんの気にとめやすいんじゃないかなと思いますので、その点についての、もちろん予算の問題あるかと思いますが、先ほど言われたデータヘルス計画の何かたくさんお金があるようですので、できんかなというふうに、今、すみません、これは答弁を聞いて思いつきで言うたようなことで申し訳ないです

が、答弁をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君） 住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君） 国保の保険証を送るときには小冊子、国保の制度に対する小冊子があります。その中には健康づくりのことも一部触れておりますが、いかんせん国保は、町民全体をカバーする被保険者の方にまで対応する予算を使うことはできないので、健康福祉課とも協議しながら、その辺はまた新たな、皆さん、いずれにせよ国保になる、後期になっていくという経緯を踏んでいくことから、町民全体の健康づくりに対する資料づくりなんかも検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君） そうしたら、その健康づくりは置きまして、最後のところになります。

健康保険証がマイナンバーカードに取って代わるという法が先般、成立をいたしました。以前の一般質問におきまして、町長は、マイナンバーカードの取得は任意であり、取得しないことによって不利益を被ってはならないと。医療を必要とする方には、必要な医療を受けていただく、こうした答弁をいただきました。見解をいただきましたが、その考えに変わりはないか、改めて見解を問います。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

その前に、議長、男女共同参画のことをちょっと補足したいんですけれども、構いませんでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 質問者、よろしいですか、補足ということ。じゃ、どうぞ。

○町長（澤田和廣君） このプランですけれども、策定して、行政が何もやっていないというふうになったら、僕の答弁がちょっと誤解があったらいけませんので。

行政は、このプランも含めまして、行政も各課も、それから教育委員会も、このプランに示されている男女共同参画、これを念頭に置いて今まで行政は進めてきておるということについてはご理解をいただきたいと。先ほど命が入っていないと言われたら、これは何も活用されていないというふうになりますけれども、そうではないということは、私の答弁、補足しておきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それで、続きまして、今ご質問いただきました、6月2日にマイナンバーやマイナンバーカードの利用範囲の拡大と、来年の秋に今の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化するというマイナンバー法等の改正案が成立を6月2日にしました。

マイナ保険証については1年間の経過措置がございます。しかし、今、マイナンバーやマイナカードですか、マイナ保険証、すみません、非常にややこしいですが、などについて、国会でも今論議がされておりますけれども、トラブルが明らかになり、個人情報の保護など、国民にも不安が広がっているのではないかというふうに私も受け止めました。

また、要介護高齢者の方々や障害者の方々など、マイナ保険証を申請できずに取り残され

てしまうというご心配をしておる方もおられます。

行政では、法に定められた事務は当然執行していかなければならないというのは、これは当然のことでございますが、こうした不具合、トラブルについて具体的に対応し、国民の皆様の不安の払拭も必要であるということをお私に思っております。

マイナンバーカードの取得は任意であり、取得しないことによって不利益を被ってはいけない、医療を必要とする方に必要な医療を受けていただくという考えに変わりはないかというご質問でございますけれども、変わりはありません。

○議長（岩本誠生君） 4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君） 当然のことだというふうに思います。この保険者、町ですね、保険者が全ての被保険者に健康保険証を発行、交付することは、公的医療制度の根幹でございます。法令上も義務づけをされています。

ただ、今度の法改正では、任意取得が原則のマイナンバーカードにオンライン資格確認が原則、つまり申請をしなければいけなくなりますね。例外として、だから、それを受け取ることができない状況のときは資格確認証が発行、そしてそれを申請して受け取ると。この場合、窓口負担が増えるということも報道されています。これは私は不利益だというふうに思いますけれども、法令上は資格確認書の発行対象はマイナ保険証を持たない人に限定をされて、有効期限が1年以内とされ、また、保険者へ申請が必要となってくると。不利益だと思いません。

また、申請漏れなどにより無保険扱いとなることも心配をされます。制度からこぼれ落ちる患者、国民を生み出し、医療へのアクセスが妨げられる事態が、やはり私は懸念をされます。誰も突然のけがや病気によって受診が必要となる可能性があります。無保険の状態はあってはなりません。発行交付義務から申請主義への転換は、無保険扱いとなる人を政策的に生み出すもので、国民に大きな不利益をもたらす、結果としてそうなるのではないかと懸念が、まだスタートしておりませんが、しております。しかし、そうなった場合も、どういう状況になっても、もちろん法手続についてやらなければならないというふうに、最初町長、法が変わればそのとおりすると言いましたけれども、この国民の健康、住民の健康を守るについては、やっぱり憲法25条に照らしてどうかという観点に立つ必要があります。

かつて沢内村は、高齢者、乳児の医療費無料化をやったときに、国民健康法に違反すると県から指導を受けたそうですが、しかし、憲法には違反をしないということで、住民の命を守ったと、無料にして健診を受けてもらったと、いつでも安心して病気にかかれる、そういう政策を進めてまいりました。その後、一時でしたが、高齢者の医療費は無料化というのが当たり前のことになったし、今現在、18歳までの医療費の無料化なんていうのは広がってきたわけです。ですので、その法の問題、最初にも言いましたが、憲法に背くような法は、法として成り立たないというふうに思いますので、その点について町長の見解を求めます。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

憲法が最高法規であるというのは私も当然のことだろうというふうに思いますが、このマイナ保険証の問題、危惧されておる点が非常に多いというのは私も同感でございます。皆保険制度という、今まで日本で作り上げられてきたものが、その医療をひとしく受けるという権利が侵害されることは、それはあってはならないということは、そのとおりだというふうに思います。

ただ、行政というのは法で定められた事務執行については、これは違法であるということであれば、それはできないということもあるかもしれませんが、あるかもしれないというか、違法な行為はできませんけれども、今、合法的に法で定められた事務執行については、これは行政として執行しなければならないという、私は行政の二面性というのはそういうところにあるんだろうなというふうに感じております。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）今、国会で論議されている問題が、全て日本国憲法の理念に沿って決められているというふうには、私は認識をしておりません。国民のためにとっての憲法が、本当に国民に役に立つ、そういった行政を進めていく、これが地方自治の姿だと私は思います。一般質問で私の意見を述べるのはあまりよいことではないと思いますが、常に私は本山町の職員としても、憲法と地方自治、この理念に基づいて仕事をしてまいりました。議員としてもこの理念に基づいて、これからも一般質問、そして本山町行政、一緒につくっていきたいと思っています。

議長、以上で一般質問を終わります。

○議長（岩本誠生君）以上をもって、4番、松繁美和さんの一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）着席。

それでは、引き続き一般質問を行います。

3番、永野栄一君の一般質問を許します。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）議長よりお許しいただきましたので、3番、永野栄一、今から一般質問を行います。

今回の一般質問、4件質問をいたしたいと思います。

まず1問目は、土佐本山コンパクトフォレスト構想についてであります。

本件につきましては、冊子が2022年、昨年3月に既刊されていますので、この項目の44ページと45ページに示されております基本施策7ということで、森林サービス力の顕在化と発展というところで質問をさせていただきたいと思います。

本件については、冊子を見てもみますと、木材に限らない森林全般の資源を認識し、高付加価値化に向けた整備を進めます。資源は物だけでなく森林空間の活用を進め、森林サービス

業の教科にもつなげますとあります。

実行項目として、3点ほど挙げられています。

一つ目が、溪流沿いの森林景観整備、そして二つ目が、体験型観光の強化、そして三つ目が地域資源の高付加価値化ということで、商品とかサービス開発の実行項目があります。

これらについて、昨年度から一応前期、後期の概要スケジュールの目安として実行されていますが、本年度、2023年度の計画として、溪流沿いの森林景観整備については集落ごとに計画作成、それから体験型観光の強化については規制エリア、方法の設定、観光メニューの開発で、3番目の地域資源の高付加価値化については試験開発、販売というスケジュールになっております。取りあえず本件の進捗状況について説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）3番、永野議員の一般質問にお答えします。

令和3年度に嶺北高校生や林業に関わる関係者などの皆さんを委員といたしまして、森林、林業ビジョン、いわゆる土佐本山コンパクトフォレスト構想が策定をされました。

そのビジョンでは、本町の森林の多様な機能、役割を大きく七つに分けて、それを「なないろの森」というふうに呼んでおりますけれども、目指す姿を推進するというので、基本施策として七つのテーマを定めております。今、議員ご指摘のとおり、基本施策の7番には森林サービス力の顕在化と発展ということで、現在もこの計画に基づいて、令和4年度より事業の推進を目的といたしまして、なないろの森、いわゆる七つの目的を分けたものでございますけれども、なないろの森推進委員会を設置して、現在取組を進めておるところでございます。

また具体的な取組につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）3番、永野栄一議員のご質問に対しまして、町長の補足答弁を申し上げます。

先ほど、基本施策の一つであります森林サービス力の顕在化と発展というテーマでご質問をいただきまして、現在、その進捗等につきまして、動きをご報告をさせていただきたいと思います。

まず、本年5月2日に、第1回目になりますなないろの森推進委員会におきましては、県立牧野植物園より主任研究員をお招きをいたしまして、本山町の自然及び白髪山八反奈路に関する勉強会のほうを開催をいたしました。その中では、本町の林業資源の活用方策や可能性について協議を図っております。

また、先月27日には、同じく推進委員さんを中心としまして、白髪山八反奈路の現地での調査のほうを実施をしております。根下がりヒノキの成り立ちや現地の整備状況につきまして現地調査を実施しまして、八反奈路の現況について状況把握をし、参加者からこの貴重な資源を有効に活用するべきというようなご意見をいただいております。

現状はそのような、本年度、そういった進捗状況になっておりますけれども、先ほど言い

ました基本施策7の中では、溪流沿いの森林景観の整備でありますとか、地域資源の高付加価値化というものもありますので、このあたり、今後の推進委員会のほうでも、このテーマに沿った協議、研究を深めていくということにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君） 今、担当課長のほうから説明がありましたが、先月に牧野植物園から講師が来られて現場等を見られた。

それで、推進委員も八反奈路に行つてということですが、まず、これは多分コケだとか植物、いろんな土壌に関係があるような植物が、特殊な植物があったはずですが、そういった、これは使えるよと、先ほどこよと貴重な資源が確認されたみたいなことを言っていましたけれども、実質この資源が大変貴重な資源だというような発見というか、確認をされたのかどうかということと、もしされているんだしたら、今後どうするのかについて説明を求めたいと思います。

それと、答弁にはなかったんですが、溪流沿いの森林景観整備について集落ごとに計画作成ということで、今年は進めていく予定になっています。集落ごとといっても、そういった森林の伐採する人員とか能力だとか、いろいろあると思いますが、そういった活動ができていない地域もあると思いますが、そういったところをどういうふう克服していくのか、実際どういうふうな方法で、この溪流沿いの森林景観整備を進めていくのかについても説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁をさせていただきたいと思います。

まず、八反奈路の現地研修に際しまして、新たな発見があったかとかいう点についてでございますが、今回、推進委員さん、初めて訪れる方も多数おまして、現地のほうで実態調査を見ていただきまして、実際、根下がりヒノキの、どのような条件によってこういうものができたかというところを現地でガイドをしていただいて、そういう流れを見ていただいたわけでありまして、根下がりヒノキの大木でありますとか、辺りに広がったコケの状況等々を見て、非常にこれは全国にも誇れる自然環境であるというところで、これの活用をというところが話が出たわけでありまして。

それと、もう一点の質問事項であります、溪流沿いの森林景観の整備ということですが、これにつきましては、実際、具体的な動きにはまだ取り組んでおりませんが、現状、溪流沿い、汗見川につきましては、過去よりの汗見川のグループのほうで景観整備が既に進んでおまして、一定の観光の方向でも非常に貢献をしておる状況がっておりますので、ひとつこの汗見川の景観整備をモデルとしまして、そのほかの溪流沿いにも普及をしていきたいというような考えを持っておるところであります。これにつきましては、まずはやはり伐採からして、道から河川が見えるような状況をつくり出していきたい。そして景観の植物を植栽したりということ、これは住民とともにそういう動きをつくって整備をして

いきたいという基本的な考えでありますので、また住民の意見を聞きながら、今後計画づくりを進めていく考えであります。

なお、これにつきましては、森林環境譲与税のほうを具体的には事業費を活用して、場合によっては森林組合等のやはりお力も借りながら、そういう環境整備を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、計画づくりには、集落ごとに地元の意見も反映させたもので作成をしたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君） その集落ごとというのはどこどこを対象に考えているのかを、今、汗見川の例が出ましたけれども、ほかの集落ごとというのはどここのことなのか。

一番最初に言いましたけれども、2023年度、本年度で集落ごとに計画作成ということですから、その対象としている集落ごとに、もうある程度の計画というか、話がついていないと、本年度中には多分そういった体制が整わないんじゃないかというふうな思いもあります。来年度が試験整備となっていますが、試験整備というのは、いわゆるその集落ごとで決めたやつを全ての集落に当てはめて試験整備をされるのか、一つ、二つ、例えば汗見川だったら汗見川だけを試験整備をしてやるのかということも含めて答弁を願いたいと思います。

それと、八反奈路等の植生の調査ですね、現地を見てもらったということなんですけれども、もっと植物学というか、牧野植物園だったら牧野植物園でもいいですけれども、実際に確認をしてもらって、それから推進委員の人に説明をしないと、その対応が取れないんじゃないかと。特に入山規制とか何とかいうことについては、やっぱり地元の調整もありますし、それから森林管理署等の調整もあると思いますが、その辺はどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） 永野議員にお答えします。

植生調査についてでございますが、八反奈路が今県の指定になっておりますが、その前に、植生調査を専門機関のほうに委託しております。ですから、一定、その資料が使えるのではないかというふうに思いますので、それは共有しておきたいというふうに思っております。たしか牧野植物園じゃなかったらと思うんですが、あれは木だけではなしに一带の植生が指定されておりますので、その中で、今、33本大きいのがありますが、それ以外にも小さなものでも、根下がりヒノキの次の世代になっていくもの、そういったものも調査もされておりましたので、その資料につきましては、なないろの森の事務局のほうと共有しておきたいというふうに思います。それは参考というか、使えるんじゃないかというふうに考えております。

以上、植栽についての答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）補足の答弁をさせていただきます。

溪流沿いの森林環境整備というところでございますが、一定、幾つかの河川が町内にございますので、その中で具体的な動きを進めていきたいと思っています。例えば行川の周辺にありますとか、栗の木川、檜ノ川等々、町内にある河川があります。それをやはり効果的に環境整備をすることで、観光資源として期待ができるところから順にやっていきたいというふうに考えておるところであります。そういう中で、行川なんかの一つ候補が上がってくるんじゃないかというふうに考えております。

これについては、23年度から集落ごとの計画策定を進めていくということで、1年、単年度でなかなか計画が全ての河川で進むというふうにも考えてはおりませんが、一つそういう動きをつくらせていただいて、これが継続していくようなものにできていければと思っておりますので、またその対象の地域にも相談しながら、また検討させていただきたいと思っております。答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）今、吉野川の支川の集落ごとと答弁がございました。吉野川本線自体も、やはり観光資源として使われているというか、今までの答弁を聞いているとそうだったと思いますが、やっぱり支川だけじゃなくて吉野川本線の景観のためにも、伐採等の計画を立てないかんじゃないかと思うんですが、その答弁を願いたいと思います。

それと、教育長のほうから植生については過去のデータがあるということをお聞きしました。そういったものも利用しながらというか、横との連携、担当課だけではなく、やはりそういったものがある、あるいは協力しないかんということがあるわけですので、いろんな意見を庁内で調整しながら、推進していただきたいと思っております。

それで、何回もですね、調査を一回しているのに、もう一回調査をする必要はないですけども、やはり現地に行けば新たな発見もあると思いますので、やはりそういった予備知識を持ちながら、やはりもう一度推進委員と、植物に詳しい、そういった牧野植物園の職員とか、何かもう一度、やはり単なる研修じゃないけれども、見に行ったというだけではなくて、本当に何か森林管理署の過去の資料の中に、牧野先生も白髪山に来られたという話もあります。だから、結構自分なんか見ても、ちょっと珍しい植物生えているなというのがありますので、もう少し再調査というか、それも含めてもう一度現地、とにかく現地に行って、どのようなものがあるかというのを過去の調査も含めた上で、なおかつ現地に行って、それでこれをどういうふうに保護しようかと、どういうふうに観光地化しようか。そうすれば、入山規制はどうしたらいいとか、いろいろ出てくると思いますので、ぜひその方向で進んでいっていただきたいと思っております。

それプラス、3番目の地域資源の高付加価値化ということで、商品の開発販売というのが今年度あります。現在、どのような高付加価値をつけるために商品を開発されているのか、あるいは販売方法はどのようにされているのかについても含めて答弁を願いたいと思いま

す。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

まず、吉野川本流のほうの景観整備ということも、やはりよく耳にするところでございます。

今月ちょっと基本施策には、溪流沿いの森林環境というのが一つのテーマでありましたので、そういう観点からは支流のほうが中心というふうに説明もさせていただきましたが、本流の景観整備、支障木を伐採等することによる効果、そして吉野川の価値が上がるとかいう観点もあると思いますので、またそのあたりは推進委員会の中でもちょっと協議を図らせていただいて、これは関係機関、県の協力等も必要な場面もありますので、そういう機関との協議調整も検討させていただきたいと思います。

それと、森林林産物の活用ということで、高付加価値化というところではありますが、これは原木シイタケとか、現状、森林資源の活用の中で既に本山町のほうで生産されておる魅力ある商品もございますので、まずは原木シイタケとか、和紙の原料になりますコウゾとの生産とか、そういうものをひとつ高付加価値化をつけるための何かの手立てを考えていきたいというふうに思っております。

現状、なかなかシイタケ生産農家さんも減少傾向であるということで、そこにはまた新たな参入してチャンスが生まれるような仕組みづくりができないかという、そういうところから、既存の林産物の磨き上げを図ってまいりたいと思っております。そういうような試験開発、販売をちょっと23年度、計画を上げさせていただいているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）一応、5年計画ですかね、22年から2026年度まで、あと第1期の後期がありますけれども、前期は5年ということで。できるだけ多くの意見、それからいろんな案を出すためにも、早め早めの検討会というのをやっぱり開いていただきたい。それで、実効性のある施策にすべきだと思いますので、ぜひ、計画をしたら終わりというわけではなくて、実際に実行力のある計画にさせていただきたいと思います。

じゃ、次に。

○議長（岩本誠生君）どうぞ、次へ進んでください。

○3番（永野栄一君）以上で、フォレスト構想についての質問は終わります。

2番目として、本山町都市計画について質問をさせていただきます。

本山町の都市計画区域の面積が1,500ヘクタールということが出ています。本山町のホームページを見てみますと、本山町の都市計画は出てきません。ということは、入力されていないとか、いろんな計画、これだけじゃなくていろんな、都市計画だけではなくてほかの計画も、あってもなかなかホームページの中には記されていないというのは是正していただくようにしていただきたいんですが、今回は、その都市計画について質問をさせ

ていただきます。

この田舎に都市計画があるのかって、多分住民の方も思われているんじゃないかと思いますが、この本山町の都市計画の目的及び区域、そして開発計画について、計画があるのかどうかについて答弁を求めたいと思います。

なお、都市計画の目的というのは、計画的なまちづくりといいますか都市づくりとか、無秩序な都市の開発を抑制するとか、いろいろ目的がありますが、本山町ではどのような目的で本計画を立てられているのかということ。

それから、区域については、市街地域ですが、いわゆる市街化を推進する区域と、それから開発を抑制する区域というのがありますが、この区域はどこどここというか、区域はどこが指定されているのかについて答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）資料を配付させていただきたいので。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 16 : 13

再開 16 : 14

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料の配付は終わりましたか。

○建設課長（前田幸二君）はい。

○議長（岩本誠生君）それでは、答弁を求めます。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）3番、永野議員の一般質問につきまして、答弁をさせていただきます。

先ほどお配りさせていただきましたのは、ホームページに載せていない都市計画区域の地図であります。特に都市計画区域の範囲につきましては、建築確認等で非常に業者さんに問われることもありまして、そのたびに答えをせにやいかんということになっていますので、言葉は悪いですが、面倒くさいんでちゃんとホームページに上げようねというふうに、課の中では話をしているところです。

それでは、答弁させていただきます。

本山の都市計画区域ですが、目的というのは先ほど議員もおっしゃられましたが、一定の秩序ある土地の利用や未利用地の有効活用、居住環境の改善や幹線道路等の整備が目的であり、そのために一定の区域を指定をしているものです。昭和29年5月11日に告示をされまして、昭和44年5月27日に変更されて現在に至っております。

区域につきましては、本山、井窪、高角、下津野、大石、寺家の全域と、吉延、木能津、古田、上関、北山東、北山西、吉野の各一部となっています。範囲につきましては地図の右

上のところに、全域のところは大字単位に書いておりまして、一部の場合のところは小字が列挙されています。古いものですので吉野地区のことも汗見と書いていますが、変更がされていないので、もうこのまゝいっております。

現在、開発計画があるかというところですが、現在のところは開発計画としたものはございません。ただ、期間内に開発計画として幹線道路、これも道路の名前が古いままでございますが、当初の計画でございますので、西条本山線、本山三島線、それと上街児童公園、本山児童公園、吉野公園の3か所であります。基本的にはこの幹線道路の整備のために地域指定をしたのだらうと考えています。

あと、用途地域につきましてですけれども、本山町といいますか、一部土佐町の範囲もありまして、一部土佐町と本山町で本山都市計画区域というのを形成をしております。本山町のほうが1,500ヘクタールで、土佐町分が500ヘクタールです。

また、都市計画区域の用途区域の別であります。本山町内、本山の都市計画区域内は非線引きという用途区域といいますか、用途地域がない、例えば市街地区域とか商業区域とか、そういうのがない非線引きという、住宅地とか商業地だけを固めて開発するとか、そういうのはなくて、いろいろな用途のところがあるけれども、都市計画でもいいですよというものになっております。そういうことで、非線引きでありますので、例えば商業地、住宅地とかいう縛りがないので、建築確認等の規制も比較的、建築関係についても比較的軽いものとなっております。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）今、担当課長のほうから説明がありましたが、一応、都市計画区域については分かりました。

非線引き区域だったとしても、やはり都市計画区域と指定した以上は何らかのやはり計画をしないとイケないんじゃないかなと。単なる指定しただけ、何も計画はありませんよという計画はおかしいんじゃないかと思いますが、思いませんか。

それでメリット、デメリットについて、指定していることによって、メリットは何なのか、デメリットは何なのかということについて、町長にお伺ひしたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この指定は非常に古い段階で指定されておまして、古い書類を見ますと、やっぱり早明浦ダムの建設に基づいた工事用道路というんでしょうか、道路整備が大きな目的であったというふうに思ひます。その後については大きな計画がないということでございませぬ。やはり早明浦ダム建設に基づいた指定だったんだらうなというふうに私も認識したところでございます。

土地利用や都市施設の整備と、市街地開発などに関するルールが設けられるというのが都市計画だらうというふうに思ひます。本町では公園整備が一部されておましてけれども、

それ以外に具体的な都市計画事業というのは、私も議員同様、事業承知をしていないところでございます。

メリット、デメリットの話がございましたけれども、都市計画区域内では建設、いわゆる建物を新築する場合などには建築確認申請をしなければならないということがございます。都市計画区域外に建てられたものにつきましては、建築基準法の第6条第4号の建築物につきましては、同法に基づく建築確認申請は不要というふうな規定がございます。

ただし、建築確認申請が不要であっても、建築基準法に基づく建物ということには、建築申請が不要であっても、建築基準法は原則全ての建物に該当してくるということでございますので、この建築確認申請という立場からいきますと、もし建築基準法に違反していることが発覚した場合には、その建物等について使用禁止命令等を受けることになるということもございます。そういう意味では、適切な住宅建設という点では、建築確認に第三者のチェックが入るといふところでは、一面、メリットではないとかというふうには私は考えます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）補足させていただきます。

都市計画区域内では、先ほどありましたけれども、無秩序な開発や建築等を抑制できるため、そのまちに合った町並みを形成することなどが可能となります。

また、都市計画区域内であることを要件とした様々な補助事業がありますので、本山町でも、この都市計画関係の事業を使って光回線の整備とか施設の耐震化などに活用した事例がございます。メリットといたしますと、そういうところがございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）都市計画区域内に何も計画がないという話がありました。町長が言われましたように、この路線では、ここの前のバイパス、それから土佐本山橋から吉野地区までの道路は都市計画道路として整備されたもの。一番新しいのが、この吉野近隣公園が最後の整備となっております。

それから、何も無い中でも近年の南海トラフ地震対策としては、復興都市計画ということで、5年前ぐらいには、本山市街地がもしすぐく倒壊したときには、都市計画道路とか、新たな住宅区画整理事業をするようなシミュレーションを都市計画課と一緒に実施しまして、そういうふうな大規模な災害後の復興についても都市計画事業をやりながらシミュレーションした事例もありますし、何もメリットがないということではなく、新たな施設の建設はないですが、本山町市街地形成を維持していくための計画なんかはもちろん持ち合わせてはおります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）大体分かりました。

あるにこしたことはないという計画という、そういうイメージなんです、それで、いろんな企業誘致だとか、それから住宅地以外の例えば商業の工場とか倉庫とか建てる場合も規制が出てくるわけです。

それで、都市計画法の改正が令和4年4月1日に施行されています。このところで、以前は災害レッドゾーンについては、自己以外の住宅の用に供する住宅と、自己以外の業務の用に供する施設の開発行為についてはできたわけですが、今回の改定によって、災害イエローゾーンも開発ができなくなる。しかも、居住以外については原則としてできないと、許可が必要だということになっています。

ということで、このエリアで災害レッドゾーン、災害イエローゾーンについて、この区域のゾーンはどういうふうなところにハザードマップで指定されているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）永野議員のご質問でありますけれども、イエローゾーン、レッドゾーンにつきましては、町内の区域別に、これとは別に地図表示をしてお示しをしたものがあります。ただ、この区域内にどの部分が含まれておるかということ、この場で今具体的に説明するというところまではちょっと用意ができておりませんので、確かにこの都市計画区域内に区画されておる中にも、当然この市街地の川沿いの山側等にはレッドゾーンやイエローゾーン、そして大瀬地域ですか、ここの部分はほとんどがその区域に加わっておるといようなお話でしかできないわけですが、ホームページには、具体的にイエローゾーン、レッドゾーンの表示につきましては確認ができるような資料もございますので、それと照らし合わせていただくということでご容赦いただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）重ね合わせがないので、どれぐらいとかいうのは質問側としても、今の答弁では言えないわけですが、やはり有効なまちづくりといいますか、都市づくり、開発等も含めて、少子高齢化の時代になってきて、いろんな企業誘致だとか、それから住宅の建設だとかもいろいろ必要になってくると思います。

住民でも、土砂災害エリアなんかについては新しく建築ができない。今のままの柱でも一本でも残して、そこの場に建てる場合は別ですけれども、新たなどころには建てられない、許可が要るといふようなことで、ハザードマップ配布のときに説明も受けています。それではなかなか住みにくいですね。やっぱり自分の土地で、先ほど建築法でも引っかかると言われましたけれども、令和4年4月1日以降については、この都市計画法にも引っかかるということもあって、住民が、あるいは新しい企業が来て開発を進めるということがなかなか、この都市計画法によって、ちょっと複雑さは増しているんじゃないかと思いますが、この点についてはどのように考えているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）先ほど個人の住宅整備について話がありました。総務課長が、

なかなかここがどうかというところが明示できないと言ったのは、都市計画区域は具体的には大字と小字で表示されておりますが、レッドゾーンは県が地形と航空写真から机上で起こしているのです、そのエリアが標柱指定とかいうことはないんですね、図上で表示されたものしかないわけなんです。ですから、その確認は図上でしかできない。具体的に字の何番地は入っていますかというのは、皆さんに通知したものについては、県が住宅用地についてピックアップして、これは確実に入っているよというところが表示されております。その半分が入っちゃうかどうかとかいわれるところの具体的なものは、なかなかこれは難しいんですね。ただ、地図上で表示された危険度判定による指定が主なものとなっております。

それから、個人の住宅整備のこともありました、ちょっと本山町でも検討せにやいかんところなんです、県補助で、たしか200万かそのぐらい、そういうふうな、新たな宅地を、既存で住みいう方がそこで住み続けるために家を建てる場合は、擁壁を整備するとか、そういうものに対する県費の補助があります。ちょっとうち、予算化していないんですが、それは研究して、そういう事例があれば、もちろん採択していかないかと思えますし、そのことについては僕のエリアではないので僕がやるとは言えないのですが、もちろん積極的にやっていかないけないと思えます。それは生存権を守るとか地域を守るためには、そういうことは予算化することは必要だと思えます。

企業が新たに土地を造るとかいうところについては、やっぱりそれでは、ここの役場なんかも整理したら3,000平米を超すので、都市計画法による安全な敷地整備ができていくかという県の検査、無秩序な開発じゃないかという検査も受けるとかしながら、周辺の環境に与える影響なんかも最小限にして整備がされているというところなんです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）分かりました。

要はハザードマップを配布するだけではなくて、やはりその原因となる災害が起こるようなところの整備、砂防堰堤だとか、擁壁だとか、やはり計画的に整備しながら、この都市計画が有効に働けるよというか、できるだけこの都市計画法でいろんな事業ができるよやっていくことが肝要じゃないかと思えますので、ハザードマップを出すだけではなくて、やはり対応策、災害のレッドゾーンだとかイエローゾーンをできるだけ少なくしていくというところにも目を配って、行政として積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

○議長（岩本誠生君）では、次へ進んでください。

○3番（永野栄一君）はい。次、3番目は有害鳥獣対策についてお伺いします。

本件については、前々回か前回かに質問させていただきましたけれども、相変わらず有害鳥獣によって田畑の作物が被害を被っているところがありますし、それから、道路ののり面をイノシシが掘って道路上に土が、落石等を含めて落ちているようなところがあります。

こういった件については、職員の方にも現場を見ていただいて、対応してほしいということをお願いしている過去の例がありますが、ただ一向に、どういうふうになっているかという

ことについて住民に対しての説明がないというか、対応がなされていない。恐らく猟友会に連絡をしましたぐらいではないかなと思いますけれども、それではやっぱりいけないんじゃないかと。実際に、例えば罠をかけるんだったら罠をかける、それから猟をいつ頃するか、何かいろいろあると思うんですが、これについて、今までに有害鳥獣対応をしてほしいと住民から言ってきた件数と対応した件数について、どのようになっているのかということについて説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）3番、永野栄一議員のご質問に対しまして答弁をさせていただきます。

有害鳥獣対策につきましては、本町のほうでは本山町鳥獣被害防止計画を策定をいたしまして、町内の有害鳥獣によります被害防止対策を有害鳥獣被害対策協議会及び鳥獣被害対策実施隊、これは地元猟友会のほうに委託をしておりますが、その活動を中心に関係機関、団体と連携をした組織的な対応をすることとしております。

一般的なケースといたしましては、住民のほうから有害鳥獣に関する情報、第一報が入りましたら、役場職員のほうが現地の調査や、通報者からのヒアリングを実施をいたしまして状態を把握し、捕獲や駆除の必要性があるとしたケースでは、先ほど言いました有害鳥獣被害対策実施隊のほうに情報提供して、捕獲や駆除を一体的に実施をするという流れとなっております。

なかなか被害があつてから通報がされるケースがあるわけなんですけど、即時の対応というのがなかなか難しいケースがありまして、実際運用面では、その被害があつたということに対する対処、効果がすぐに現れるということが少ないというふうに思われます。

なお、ちょっとそれに対します通報のケースがどれぐらいあるかという件数まではちょっと押さえておりませんが、捕獲がされた後に猟友会の方から報告を受ける形で、一定、このような駆除、捕獲をしましていうような、後ほど頭数を報告をしていただくような流れとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）件数が分からないというのは、受付をしていないということなんですか。やはり住民から要望が来たら、受付簿か何かに書いて状況とか、それでどういうふうに対応したとかというのを書いて、後、それが対応されているかということを確認するまでが仕事じゃないですか。こう聞いた、もうそのまま、逆に言うたら、情報を、関係機関にこういう情報がありますよと連絡して、それで終わりというのはやっぱりおかしいです。必ず来たら、どういうふうに対応するか、できなかつたらこういうことでできないのでとかいろいろあると思いますけれども、上がってきたら、やはりどういうふうに対応したかと、それで猟友会が対応できないのであれば、自分たちでもどういうことができるかというのを考えないかんじゃないですかね。

こういうことで、私は何回も有害鳥獣の質問をせにゃいかんなるわけですけども、言うたら暖簾に腕押しじゃないですけども、幾ら住民が要望を言っても何も対応しないというか、普通だったらどんと叩いたらどんと返ってくるのだけですけども、今の答弁だったら、件数が、どういう要望が上がってきているか分からないという状態、これはちょっとおかしいんじゃないかと思いますが、今後の対応についてちょっと検討していただきたいんですが、担当課としてはどのように考えているか、もう一度答弁願いたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思います。

住民の方から有害鳥獣の情報があるケース、役場のほうに来るケースのほうはまれでありまして、ほとんどのケースは直接地域の猟友会のメンバーのほうに声がかかって、もう駆除の対応に進むというケースが大勢を占めておると思われます。そういう役場に一旦受けて、役場から全部猟友会へ返すという流れになっておりまして全体把握するということが可能なんですけど、現状ちょっと直接猟友会へもう先に情報が行って、すぐに対応してもらおうという動きに実際なっておりますので、そういうことから、ちょっと全体の役場への通報を把握するようなことにはなっていません。

先ほど言いました、連絡を受けた後、捕獲した結果につきましては、役場のほうに情報をいただきまして捕獲の報奨金を支払うという形で、全体のそういう頭数の把握はさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）直接行っている場合もあると思いますが、それはそれでどここの地区からとかいうのを把握すればいいわけだし、それから役場に対しても上がってきているわけでしょう。だから、役場には何件かかかってきているということは言えないんですか。

だから、逆に役場に上がってきているのに何も対応されていなかったら、やはり上げた住民の人は、何も役場はやってくれないって思うんじゃないですか。そういうことを言っているのであって、その全体、住民が実際に被害があるやつを全部把握というわけじゃない。少なくとも役場に要望が上がってきている件については、やはり把握してちゃんと対応すべきだと思いますが、どうですか。

○議長（岩本誠生君）ちょっと答弁と質問がかみ合っていないんですが、住民から言うてきたケースあったかどうかということがまず先決、あったら、それに対してどうしたかが答え、それについて答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

住民から直接役場に情報提供があるケースはございます。そのケースがあった場合は、先ほど言った手法、現地の確認、そして通報された方からのヒアリング等を通じて状況を把握しまして、その把握した情報を猟友会のメンバーのほうに情報共有をして対処を依頼する

という形で対応させていただいております。そのケースは一定、担当者のところでは、いつ誰から連絡があったというようなところは記録はしておるところであります。ちょっとそれを取りまとめるまでは、情報がまだ集約できているところではないです。そういうところでは、役場に連絡があったケースはそういう流れで対応しておるということでもあります。なかなかそのケースは、月に一、二件ぐらいあるかどうかぐらいだと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君） だから、その対応ができていないんじゃないかと、もう1年も2年もなっても、罾もかけてくれないければ実際に猟に来てくれた形跡もないと、住民が思っている人がいるわけです。それで何回も被害に遭っている。だから、そういうのはおかしいんじゃないかと。

だから、その通報して、対応できているかどうかを確認するまでが、少なくとも確認するまでは、役場に言ってきたやつは役場が責任持たないかんのではないかですか。どうにかしてくれと、住民が役場をお願いをしているわけだから。ただもう通報しましたよではいかならないかと言っているわけです。それで、それやったら住民説明もできないでしょう、聞いただけになるから。言ったほうは何も音沙汰がない、対応もしてくれていないんだから、ただ言ったけれども、なんちゃあやってくれんと住民は思うわけです。だから、そのところを改めるべきじゃないかと申し上げているわけで、もう少し精査をして今後の対応を考えていただきたいと思います。それ以上言うても、資料がなければあれですけども。私、おかしいこと言うていますかね。まあ、それなら答弁を求めます。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 有害鳥獣被害は非常に深刻でして、これはもう市街地まで来ておるということで、非常に広範囲でございますし、本当に深刻でございます。

そうしたことで、この有害鳥獣対策をどういうふうに進めていくのかということについては、できないときには職員がということでございますけれども、狩猟の免許等の問題もございまして、そういう体制を取っておるところも全国では若干あるようには承知しておりますけれども、やはり全体的に見て、有害鳥獣対策をどういうふうに進めるのかということについては、協議会等もございまして、いわゆる檻なんかの罾とか、それも町内全域へどういうふうに仕掛けるのかとかいうのは非常に膨大な作業になろうかと思っておりますので、根本的な有害鳥獣対策について、やはり被害は本当に深刻でございますので、これは検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君） 検討していただけるということではありますが、少なくとも、私がさっきから言っているように、やはり上がってきたあれに対しては必ず答えないと、それはもう行政不信になりますよ。だから、その地域じゃなくて全体的に、ここに罾をかけたのという注意喚起もありますけれども、罾をかけたら言うておかないと、その地主じゃないけれ

ども、その近所のところはもし被害に遭ったら困るから、猟のときもそうですけれども。やはりどういうふうにしたということを、この有害鳥獣だけではなくて、ほかの業務も一緒だと思う。言ってきたら、やっぱり何か返さない。ということで、その辺についても含めて検討していただきたいと思います。あまり時間がありませんので、次に。

○議長（岩本誠生君）じゃ、次に進んでください。

○3番（永野栄一君）4番目は、広報紙のカラー化についてです。

前回教育長が、本件については担当ということで答弁いただきましたけれども、住民と情報共有ができる一つの手段ということで、より効果的に情報伝達を住民に対してするという点においては、やはり広報紙のカラー化が必要だと。議会広報では、やっぱりぜひカラー化を進めていただきたいということで見積りなんかしましたわけですけれども、行政広報の検討委員会としてはどのような結論になったのか、取りあえずお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）3番、永野議員の質問に対して答弁を申し上げます。

広報のカラー化についてですが、ご存じのように広報紙は年間12回の発行で、毎月の発行、装丁は表紙と裏表紙がカラーの2面、あとは白黒の印刷の発行となっております。

カラー化に向けての検討につきましては、現在の表紙と裏表紙はカラーですので、その裏面の2ページをカラーにして、記事の中で、そこに割付けをしたらいい記事をやってはどうかというような検討をしております。また、今の広報のままで内部の見出し、文字を、黒の見出しをカラーにしてメリハリをつけることで、少しでも見やすくしてはどうかといった検討もしてきたところです。

内部の文字をカラーにするだけでも、現在の印刷費から、予算からいいますと金額が上がります。表紙と裏表紙の2ページをカラーにして記事を割り付けてはどうかということで検討して、その場合、どれぐらい費用が発生するのかを計算をしますと、広報紙の全面をフルカラーにするより、その2ページ追加のほうが印刷費のほうがかかるということが分かりましたので、検討する中で、カラーページを増やすのであれば、フルカラーにするのがいいのではないかとこのように感じました。しかしながら、年額で、現在の見積りですが、今の予算からいいますと20万を超す増額となりますので、これは庁内で協議をしていく必要があるというふうに考えております。

この協議、事務局のほうで協議をしながら、広報編集委員会で編集をしていただいておりますので、そういったことも提案もしながら、結論には至っておりませんが、そういった協議をしております。結論を待つまでもなく、広報の編集に当たってはよりよい広報づくりを引き続き進めていく必要があるというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ありがとうございました。

フルカラーのほうが、部分的なカラーにするよりいいだろうという途中経過を、今、教育

長のほうが説明していただきました。

百聞は一見にしかずではないですけれども、やはり写真の力とか、それから今言った見出しとか何かの目の行き方というか、興味をそそるのは、やっぱり白黒よりカラー。例えば、今、テレビはカラーですけれども、白黒で見る人はいないですよね。写真だってほとんどカラー、今、白黒のカメラってまず、よほど特殊なあれじゃないとない。それをわざわざ、カラーをわざわざ白黒にして見るというのは、何かちょっとおかしいんじゃないかなと。

(「ちょっとおかしいんじゃないかというのは……」の声あり) いや、わざわざ、だからカラーを、テレビを白黒で見る人はまずいないと思いますので、やはり興味を持って見ていただく、みんなが見て、ああ、見たいな、あるいは見て、ああ、分かる、多分白黒の写真って明瞭度が低くて分からないのでは。やっぱりちゃんとカラーだったら、意外と細かなところまで見えるけ、ああ、こういうことかということまで理解ができるわけですが、そういったことも含めて、やっぱりカラー化というのは必要じゃないかと。

それで、万一、予算のことが心配されるのであれば、町長、チャレンジショップとか、いろいろチャレンジをしていうのがあります。議会だけでもチャレンジさせていただいて、どういうふうな効果があるのか、ちょっと早めに補正予算でも組んでいただいでやっていただけたらありがたいと思うんですけれども、町長、どうですか。考えを答弁願います。

○議長(岩本誠生君) 5時前ですが、3番、永野栄一君の一般質問が終わるまで続けて行いますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長(澤田和廣君) お答えします。

チャレンジをということで、これは今後検討を議会のほうでもしていただいで、広報の編集委員会も議会にもございますので、そちらでもご検討をお願いしたいと思います。

広報というのは非常に重要な媒体でございまして、このネット社会でございまして、このペーパーでの広報というのは非常に重要です。

私も広報を担当したこともございます。今はちょっとよく分からないんですけれども、広報のコンクールなんかもございまして、そういうものも見たりしたことがございますけれども、やはりこれはカラーがいい、悪いを別にして、フルカラーじゃなくて2色、3色の広報が非常に私は見やすかったという印象がございまして、そういう意味での広報、やっぱり見ていただける、読んでいただける広報じゃないといけないと思いますので、どういうものが一番町民の皆さんにとって見ていただき、読んでいただけるのかということについて、そのカラー化も含めて検討をしていけたらよろしいんじゃないかと思いますし、議会の広報の編集委員会のほうでフルカラーでいこうということになりましたら、またそれはそれで予算のほうについても検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長(岩本誠生君) 3番、永野栄一君。

○3番(永野栄一君) 分かりました。

中身については、それぞれそれは行政も議会も勉強させていただいて、できるだけ住民に分かりやすいような、見てもらえるような広報紙にしていきたいと思っています。

ただ、より効果的なのは、先ほど言ったように、やっぱりカラーにしたほうが見ていただきやすい、理解していただきやすいと思ったから言ったわけで、今後、行政のほうでも検討していただくということの答弁ありましたので、これで一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）それでは、以上をもちまして、3番、永野栄一君の一般質問を終わります。

本日は、これにて散会したいと思います。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

散会 16：58